

## 2月企画運営委員会次第

日 時 平成 23 年 2 月 9 日(水)15:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 神奈川県保育会理事会の概要について
  - (2) 定時総会の開催日程について
  - (3) 3月定時総会への提出議案について
  - (4) 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の取組み状況について
  - (5) 第 45 回神奈川県保育事業大会の開催について
  - (6) 保育園利用者相談室規程について
  - (7) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 全保協ニュース No10-26、10-27
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

※ 3月企画運営委員会開催予定

平成 23 年 3 月 9 日(水)13:00～ 県社会福祉会館 第1会議室

※ 3月定時総会開催予定

平成 23 年 3 月 9 日(水)15:00～ 県社会福祉会館 第1会議室

## 一般社団法人神奈川県保育会理事会次第

日 時 平成23年2月9日(水)  
13時～  
場 所 県社会福祉会館 第3会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議 題
  - (1) 定時総会の開催日程案及び開催通知について
  - (2) 3月定時総会への提出議案について
  - (3) 神奈川県保育会創立50周年記念大会の取組み状況について
  - (4) 保育園利用者相談室規程について
  - (5) その他
    - ・ 事務局職員の昇給について

※ 本日のスケジュール

15:00～ 企画運営委員会  
終了後 50周年記念大会打合せ、専門部打合せ

## 一般社団法人神奈川県保育会定時総会の開催日程案について

### 1 事業計画・予算案総会

- ① 日 時 平成23年3月9日(水)15時～
- ② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室 2階 第1会議室
- ③ 議 題
  - 議 案
    - ・ 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
    - ・ 一般社団法人神奈川県保育会理事の選任について
  - 報告事項
    - ・ 神奈川県保育会創立50周年記念大会実施結果(中間報告)について
    - ・ その他
- ④ 当日のスケジュール
  - ・ 10:30～ 理事会
  - ・ 13:00～ 企画運営委員会
  - ・ 15:00～ 総会

### 2 事業報告・決算総会

- ① 日 時 平成23年4月23日(土)11時10分～
- ② 場 所 神奈川県社会福祉会館 4階 第1・2研修室
- ③ 議 題
  - 報告事項
    - ・ 平成22年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
    - ・ 神奈川県保育会創立50周年記念大会実施結果について
    - ・ その他
- ④ 当日のスケジュール
  - ・ 10:00～ 保育事業大会式典
  - ・ 11:10～ 総会
  - ・ 13:30～ 研究発表会

平成 23 年 2 月 10 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

平成 23 年 3 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会  
の開催について(通知)

春寒の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝でご精励のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、当保育会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、2月9日の企画運営委員会において、総会提出議案が了承されましたので、会員の皆様方に、議案をご送付申し上げます。

ご多忙のところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項記載の上、折り返し保育会事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成 23 年 3 月 9 日(水) 15:00～
- 2 場 所 神奈川県社会福祉会館 2 階 第 1 会議室
- 3 議 題
  - (1) 平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
  - (2) 一般社団法人神奈川県保育会理事の選任について
  - (3) その他

(神奈川県保育会事務局 045-311-8754)

(Fax 番号 045-311-1837)

## 出欠確認書及び委任状

平成23年3月9日(水)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

**出席**

**欠席** いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

**(欠席の場合)**

当日審議予定の議案等の決定については、①議長 又は、

② \_\_\_\_\_ (市又は町) \_\_\_\_\_ 保育園 \_\_\_\_\_ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏名 \_\_\_\_\_

保育園名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

## 平成 23 年 3 月 定時総会 提出議案

第 1 号議案 平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案

第 2 号議案 一般社団法人神奈川県保育会理事の選任

## [第1号議案]

### 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案

#### 〈提案理由〉

平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案をとりまとめたので、ご承認願いたい。

### 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画(案)

#### I 事業計画

保育を取り巻く環境が厳しさを増すなか、保育園は、保育園に通う子どもたちの健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応じていく必要があります。

現在、国においては、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるための仕組みの中で、幼保一体化を含め、制度・財政・給付について包括的・一元的な制度を構築するという構想に向けて検討が進められており、大きな社会の転換期を迎えようとしております。

こうした状況の中で、当会が、一般社団法人として、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、時代の要請に対応できる新しい保育会の構築を目指しながら、神奈川県保育士会や神奈川県等との密接な連携のもとで、積極的な事業運営を推進してまいります。

#### (1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する動向等を把握し、必要な内容を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努める。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策に反映させるため、神奈川県等との連携を強化していく。

#### (2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育園は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まってきている。これらに応じていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員

の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していく。

(3) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上さらには職員の意識改革のために役立てる。

保育園利用者相談室事業の運営及び研修会等の各種事業の企画・実施については、第三者委員会の指導・助言を受けながら、運営委員会において積極的に取り組んでいく。また、今後の「保育園利用者相談室」のあり方についても、引き続き検討していく。

(4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化のなかで、保育事業の諸課題について現場の新しい取り組み等を発表する場をとおし、より質の高い保育を目指し、保育園相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰する。

## II 会議等の開催

- 1 総会 事業計画案、予算案、事業報告、決算その他重要事項を協議するため、定時総会を2回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 企画運営委員会 当会の重要事項をはじめ、諸事業について協議を重ね、的確な事業遂行を図るため、原則として月1回開催する。また、地域や専門部の動向等に関する情報交換を行い、情報の共有化に努める。
- 3 理事会 当会運営上の重要事項・懸案事項等を検討するため必要に応じ開催する。
- 4 専門部会・専門委員会 本会事業を専門的、効果的に推進するため、「専門部会」「専門委員会」を設けて、随時開催し検討、協議を行う。

## III 専門部会が実施する事業

### 1 総務部

事業計画案、予算案、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理する。

- ① 神奈川県保育事業大会の開催 [4月23日(土)]
- ② 県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会の開催 [7月27日(水)]
- ③ 保育の日前夜祭の開催 [12月2日(金)]
- ④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営



- ⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること

## 2 研修部

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価を高める研修を実施する。

- ① 新任保育士研修
  - ② 保育専門講座Ⅰ
  - ③ 保育専門講座Ⅱ
  - ④ 保育専門講座Ⅲ
  - ⑤ 保育所食育研修会
  - ⑥ 保育士の専門性を高める研修会(関東ブロック)
- (※⑥実施の場合は、④は中止して⑥に振り替える。)

## 3 調査研究部

国や他県の先進事例等を調査、研究し活用を図る。

- ① 事業大会の研修部門における指針およびまとめ全般
- ② 関東ブロック保育研究大会および全国大会の総括
- ③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究を行い提案等を行う

## 4 広報部

当会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため広報紙「保育かながわ」を年3回発行し、会員、行政、関係団体に配布するとともに、昨年度開催した「当会創立50周年記念大会」の概要をとりまとめた記録集を編集・発行する。

また、ホームページの内容を点検・改修し、会員等の利活用を促進する。

## 5 予算対策部

国に対する保育事業の充実、強化や補助制度の改善等の要望を全国保育協議会と協力し、推進する。

また、県行政当局には、制度運営上の問題点、助成の改善など、保育の質を高めるための要望を行う。

## IV 専門委員会

次の専門委員会を設け、必要に応じて会議を開催して活動する。

- 公立保育所専門委員会

地域における公立保育所の役割や保育の質を高める取組みについて意見交換、情報交換を行い、公立保育所の問題を専門的に推進することを目的に活動する。

- 民間保育所経営問題専門委員会  
民間保育所における制度や人材等の問題について、県内の状況を判断しながら調査・分析を行っていく。また、次代の施設長等の交流の場として活用していく。
- 食育推進委員会  
保育所における乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通した豊かな人間性の形成等の食育の推進を図るため、調査研究し、会員との情報交換を行う。本年度は、「食を通して保育を考える」をテーマに活動する。
- 表彰選考委員会  
全国保育協議会会長表彰及び県保育会理事長表彰の該当者の選考を行い、被表彰者を決定して理事長に報告するため、委員会を開催する。

#### V 保育園利用者相談室

- ① 会議の開催 … 運営委員会(6回)、第三者委員・運営委員合同会議(2回)
- ② 保育園利用者等からの相談受付、解決に向けての対応、指導・助言等
- ③ 研修会の開催(2回)
- ④ 会員の新規募集、会員証の発行
- ⑤ 会員等への情報提供
- ⑥ 参考図書配布
- ⑦ 第三者委員候補者の選考
- ⑧ 保育園利用者相談室のあり方の検討

#### VI その他事業

##### 1 全国保育研究大会等への参加

- 関東ブロック保育研究大会 [7月14日(木)～15日(金) 千葉市]
- 全国保育研究大会 [11月2日(水)～11月4日(金)横浜市]
- 関東ブロック保育事業連絡協議会 [9月8日(木)～9日(金) 群馬県前橋市]

##### 2 関係団体等への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに保育士養成校の実習に協力し有能な保育士の育成を図る。

平成 23 年度月間行事予定表(案)

月	県保育会の行事予定	関係団体の主要行事
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰選考委員会(上旬)</li> <li>・22年度監査(上旬)</li> <li>・委員会(13日/水)、部会(13日/水)</li> <li>・第45回保育事業大会(23日/土)</li> <li>・定時総会(23日/土)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県社協新任保育士激励会(9日/土)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(18日/水)、部会(18日/水)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保協協議員総会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任保育士研修会</li> <li>・全保協会長表彰選考委員会</li> <li>・委員会(15日/水)、部会(15日/水)</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(27日/水)、部会(27日/水)</li> <li>・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(27日/水)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東ブロック保育研究大会 (14～15日)千葉県</li> <li>・食育推進研修会</li> </ul>
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所トップセミナー</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算対策協力金活動開始</li> <li>・委員会(14日/水)、部会(14日/水)</li> <li>・保育専門講座Ⅰ</li> <li>・「保育かながわ」75号発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東ブロック保育事業連絡協議会 (8～9日)群馬県前橋市</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(12日/水)、部会(12日/水)</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(9日/水)、部会(9日/水)</li> <li>・保育専門講座Ⅱ</li> <li>・保育園利用者相談室研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国保育研究大会(2～4日)横浜市</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(2日/金)、部会(2日/金)</li> <li>・保育の日前夜祭(2日/金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県保育の日(3日/土)</li> <li>・全国保育組織正副会長等会議</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(11日/水)、部会(11日/水)</li> <li>・保育園利用者相談室研修会</li> <li>・保育所食育研修会</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(8日/水)、部会(8日/水)</li> <li>・保育専門講座Ⅲ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保協保育所長リーダー研修会</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会(14日/水)、部会(14日/水)</li> <li>・定時総会(14日/水)</li> <li>・「保育かながわ」76号発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保協協議員総会</li> </ul>

[注]随時開催 ①理事会(正副理事長・部長等会議) ②専門部会  
③専門委員会

# 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会予算書(案)

(自)平成23年4月1日～(至)平成24年3月31日

[収入の部]

(単位:円)

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会費		7,250,000	7,091,000	159,000	
	会員会費	5,250,000	5,161,000	89,000	会員295園
	相談室会費	1,500,000	1,430,000	70,000	
	準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金		4,620,000	4,620,000	0	
	県補助金	3,570,000	3,570,000	0	事業費
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入		2,660,000	2,300,000	360,000	
	諸研修会収入	1,460,000	1,100,000	360,000	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等
	行事収入	1,200,000	1,200,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,750,000	1,750,000	0	
	予対協力金収入	1,400,000	1,400,000	0	
	保険会社協力収入	350,000	350,000	0	AIU
雑収入		404,000	404,000	0	
	雑収入	400,000	400,000	0	図書販売、全保協組織推進費等
	預金利子	4,000	4,000	0	
繰越金		1,578,000	1,578,000	0	
	繰越金	1,578,000	1,578,000	0	
合計		18,262,000	17,743,000	519,000	

[支出の部]

項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
管理費		6,883,000	6,815,000	68,000	
	人件費	6,043,000	5,975,000	68,000	給与、手当、法定福利費
	旅費	30,000	30,000	0	
	福利厚生費	40,000	40,000	0	傷害保険(団体の管理下参加委員)
	消耗品費	350,000	350,000	0	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	200,000	200,000	0	
	慶弔費	200,000	200,000	0	
	雑費	20,000	20,000	0	
総務費		1,090,000	1,090,000	0	
	総会費	60,000	60,000	0	総会資料等
	会議費	350,000	350,000	0	企画運営委員会・各部会・理事会等
	委員会旅費	500,000	500,000	0	
	連絡調整費	180,000	180,000	0	関係団体祝金等
事業費		4,550,000	4,350,000	200,000	
	県大会費	800,000	800,000	0	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	350,000	350,000	0	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,400,000	1,400,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,560,000	1,400,000	160,000	
	会報発行費	240,000	200,000	40,000	保育かながわ75・76・77号
	ホームページ経費	200,000	200,000	0	
研修・研究費		1,800,000	1,550,000	250,000	
	研修費	1,750,000	1,500,000	250,000	保育専門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、新任、食育等
	調査研究費	50,000	50,000	0	
活動費		500,000	500,000	0	
	予対活動費	350,000	350,000	0	全保協納入等
	専門委員会活動費	150,000	150,000	0	
負担金・補助		3,050,000	3,050,000	0	
	全保協・関プロ	1,485,000	1,485,000	0	
	県社協	250,000	250,000	0	
	事務所使用料	65,000	65,000	0	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	1,200,000	1,200,000	0	
予備費		389,000	388,000	1,000	
	予備費	389,000	388,000	1,000	
合計		18,262,000	17,743,000	519,000	

## [第2号議案]

### 一般社団法人神奈川県保育会理事の選任

#### <提案理由>

一般社団法人神奈川県保育会理事に、当会理事会として、次の者を推薦するのでご承認願いたい。

- 1 氏名・職名 伊澤 昭治・保育園利用者相談室運営委員長  
(市名・保育園名) (藤沢市・五反田保育園)
- 2 任期 平成23年4月1日から平成24年度定時総会  
(24年4月)までの日

## 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会

### 第 1 部 式典次第(11:00~12:00)

#### 11:00 開会

- 開会のことば 宮田 丈乃副理事長
  
- はなのおさなご斉唱
  
- 大会会長挨拶 富田 英雄会長
  
- 表彰式
  - ・ 歴代会長顕彰贈呈
  - ・ 永年勤続表彰状贈呈
  - ・ 特別表彰記念品贈呈
  
- ご来賓ご祝辞(予定)
  - ・ 神奈川県知事 松沢 成文様
  - ・ 神奈川県議会議長 田島 信二様
  - ・ 大井町長 間宮 恒行様
  - ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 今里 讓様
  - ・ 全国保育協議会会長 小川 益丸様
  
- ご来賓ご紹介  
(第 1 部と第 3 部で分割してご紹介予定)
  
- 祝電披露
  
- 桃開き
  
- 締め

第2部 記念講演会(12:00～12:45)

12:00 開会

『楽しい食・保育の中心は食にあり』

トゥーランドット遊仙境

オーナーシェフ 脇屋 友詞氏

第3部 祝賀会(12:45～14:30)

12:45 開会

- 運営実行委員長挨拶 都築 融光運営実行委員長
- ご来賓ご祝辞(予定)
  - ・ 関東ブロック保育協議会会長 松川 和照様
  - ・ 神奈川県保育士養成施設協会会長 平野 建次様
- ご来賓ご紹介
- 乾杯  
(財)神奈川県民間保育園協会理事長 奥村 栄様
- 懇談  
祝賀コンサート ～ヴォクスレイ～
- 閉会のことば 相馬 宣正副理事長

# 50周年大会係員配置表(案)

係名	係員氏名(敬称略)	備考
総責任者	大会長—富田英雄、実行委員長—都築融光 総務式典—宮田丈乃、榊居祐三 広報—相馬宣正 財務・庶務—萩原敬三、	
受付係(11名)	(☆)露木省子 ・来賓(3名) 露木省子、大塚哲朗、中島光子 ・受賞者(2名) 三崎たずる、富田弘美 ・一般(6名) 小林和代、野中幸枝、源田和代、土屋今日子、櫛田桃子、平本博子	会計係から3名(祝儀等確認)
接待係(7名)	(☆)高木睦子 来賓—富田英雄、榊居祐三、若林順子、飯嶋恵美子、	脇屋氏—長瀬理恵、高木麻里 ヴォクスレイ—角田律子
案内係(7名)	(☆)飯野幸江 来賓—瀬川多佳子、山下雅子、湯浅房子、 受賞者—滝沢紀美子、炭美智子、矢田雅子	
進行係(名)	(☆)真壁洋道 司会—真壁洋道 計時—表彰準備— 差出準備—根岸由美子 壇上差出—進藤千津子、島原麻美 指揮者—長瀬理恵 伴奏—高木麻里	
会場係(6名)	(☆)近藤正浩 久野保育園(長谷部智也、間壁美由紀、伊与田美香)、 やまゆり保育園、大原保育園	
広報係(4名)	(☆)岩澤貞之 ビデオ—川名克美、吉田淳子 写真—山下雅子、滝沢紀美子 記録—中島利子	
会計・庶務(9名)	(☆)三瓶十美夫 山本昇、瀬戸雄三、渡辺迪子、諏訪部裕子、諸星暢子 都築顕道、富田知敬、黒澤敏江	
(☆)は責任者		

(☆)は責任者

係員の人数は、11月10日の運営実行委員会資料(総務式典委員会)を参考に作成。変更可能です。



# 受付

《担当者》 \*は責任者

係名	係員名
来賓 (3名) 赤バラ	* 露木省子、大塚哲朗、中島光子
受賞者 (2名) ピンクバラ	三崎たずる、富田弘美
一般 (6名) <del>ピンクバラ</del>	小林和代、野中幸枝、源田和代、土屋今日子 櫛田桃子、平本博子

## 《主な役割》

- 所定の受付場所に受付用机(4台)、受付案内等の設置
- 受付開始
  - 来賓・・・受付名簿でチェック、リーフレット、胸章(赤いバラ)を渡し案内係が控室(5階楓)まで案内する。
  - 受賞者・・・受付名簿でチェック、リーフレット、胸章(ピンクのバラ)を渡し、案内係が会場2列目席に案内する。  
※登壇者については、会場2列目の中央(登壇直近)に案内及び参加状況を司会者に適宜報告する。
  - 一般・・・受付名簿で地区別チェック、リーフレットを渡し、会場座席位置を説明する。
  - 主催者・・・リーフレット、胸章(白いバラ)を渡し、控室(5階柏)に案内する。
  - 脇屋シェフ・・・控室(10階客室)に案内する・・・長瀬理恵、高木麻里対応
  - ヴォクスレイ・・・控室(5階柏)に案内する・・・角田律子対応
- 備品の管理
  - 受付名簿(来賓用、受賞者用、一般用)、筆記具
  - リーフレット(400、部)
  - 胸章(赤バラ 個、ピンクバラ 個、白バラ 個)
  - 係の名札

## 《主な作業内容》

- 準備
  - 所定の受付場所に受付用紙等備品の確認をする
  - 登壇者等誘導のため、各控室の場所を確認する。
- 受付方法
  - 詳細はタイムスケジュールを参照にする。
  - 受賞者、記念講演講師、公演者には、リハーサルの時間を必ず伝える。
  - 登壇者の来場状況は適宜司会者に連絡し、開会直前に来られた登壇者も、速やかに司会者に連絡を入れる。
- その他
  - 会式後は、受付を適宜縮小する。
  - 緊急時の避難誘導経路を確認しておく。

# 受付タイムスケジュール

\* 責任者：露木省子

時間	内容	詳細
9:15		係員用受付の準備（係員の出欠確認、名札、係員必携、リーフレットの配布） * 露木
9:30	係員集合	主催者挨拶、オリエンテーション、全体打合せ 係別打合せ ・ 5階に各受付用の机等をセット（来賓、受賞者、一般用） ・ 各受付名簿、リーフレット、胸章、筆記具等をセット
10:30	受付開始	来賓 名簿チェック、胸章（赤いバラ）、リーフレットを渡す 祝儀は？ 受付が済んだら案内係に引渡す（5階楓） 出欠状況は、順次進行係に報告 受賞者 名簿チェック、胸章（ピンクのバラ）、リーフレットを渡す 祝儀は？ 受付が済んだら案内係に引渡す（会場2列目席） 主催者 胸章（白いバラ）、リーフレットを渡す 案内係に引き渡す（5階柏） 脇屋シェフ 長瀬理恵、高木麻里が対応 ヴォクスイ 角田律子が対応 一般 名簿（地区別）チェック、リーフレットを渡す
11:00	式典開会	受付は適宜縮小
	式典閉会	
12:00	記念講演会	
	記念講演終了	
13:00	祝賀会	適宜片付け
	祝賀会終了	
14:30	閉会（解散）	来賓お見送り、片付け完了
		5階集合→主催者から挨拶、解散

# 接 待

《担当者》 \*は責任者

係 名	係 員 名
来 賓 脇屋シェフ ヴォクスレイ	*高木睦子 富田英雄、榊居祐三、若林順子、飯嶋恵美子 長瀬理恵、高木麻里 角田律子

## 《主な役割》

- ・ 各控室での湯茶の用意、接待
- ・ 各控室の片付け、管理

## 《主な作業内容》

- ①準 備
  - ・ 各控室での湯茶の用意、確認
  - 来賓席（5階楓）・・・日本茶（ホテル対応）
  - 主催者、保育会役員席（5階柏）・・・お茶、お水（セルフコーナー）
  - 脇屋シェフ（10階客室）・・・ホテル対応
  - ヴォクスレイ（5階柏）・・・お茶、お水（セルフコーナー）
- ②開 場 後
  - ・ 受賞者、記念講演講師、公演者には、登場時間近くになったら声を掛ける。
  - ・ 各控室の管理
- ③開 式 後
  - ・ 各控室の片付け。
- ④そ の 他
  - ・ 緊急時の避難・誘導経路を確認しておく。
  - ・ 体調のよくなさそうな方を発見したら、速やかに対応すること。

## 接待タイムスケジュール

\* 責任者：高木睦子

時 間	内 容	詳 細
9:15		各控室の確認、ホテルと調整、確認 *高木
9:30	係員集合	主催者挨拶、オリエンテーション、全体打合せ 係別打合せ ・各控室の確認 ・各控室の湯茶の用意
10:30	会場開始	案内された方々にお茶を入れる 来 賓・・・5階楓（日本茶：ホテル対応） 主催者・・・5階柏（お茶、お水：セルフコーナー） 脇屋シェフ・・・10階客室（ホテル対応） ウオクスレイ・・・5階柏（お茶、お水：セルフコーナー）
11:00	式典開会	
	式典閉会	
12:00	記念講演会	
	記念講演終了	
13:00	祝賀会	
	祝賀会終了	
14:30	閉会（解散）	片付け
		片付け完了、5階集合→主催者から挨拶、解散

# 案内

《担当者》 \*は責任者：飯野幸江

係名	係員名
来賓	* 飯野幸江 瀬川多佳子、山下雅子、湯浅房子 滝沢紀美子、炭美智子、矢田雅子

## 《主な役割》

- ・ 各受付から控室までの誘導
- ・ 控室から会場までの誘導
- ・ 会場から控室までの誘導

## 《主な作業内容》

- ①準備
- ・ 会場、控室の案内ルートの確認をする。
    - 来賓・・・5階楓
    - 受賞者・・・会場2列目席
    - 主催者・・・5階柏
    - 脇屋シェフ・・・10階客室（長瀬理恵、高木麻里対応）
    - ヴォイス・・・5階柏（角田律子対応）
    - 一般・・・指定の座席へと案内
- ②開場後
- ・ 式典 来賓、受賞者・・・開会5分前に指定の席へご案内する
  - ・ 記念講演 脇屋シェフ・・・講演5分前に会場へご案内する  
講演終了後会場席にご案内する
  - ・ 祝賀会 ヴォイス・・・出演5分前に会場に案内する
- ③開式後
- ・ 終了後会場から控室にご案内する。
  - ・ 舞台転換があるのでタイムスケジュールを確認し、適宜責任者の指示により行動する。
- ④その他
- ・ 緊急時の避難・誘導経路を確認しておく。
  - ・ 体調のよくなさそうな方を発見したら、速やかに対応すること。

## 案内タイムスケジュール

\* 責任者：飯野幸江

時 間	内 容	詳 細
9:15		* 飯野
9:30	係員集合	主催者挨拶、オリエンテーション、全体打合せ 係別打合せ ・控室→会場→控室の案内ルートの確認
10:30	会場開始	受付の済んだ参加者を指定席へと案内する 来 賓・・・5階楓 受賞者・・・会場2列目席 主催者・・・5階柏 脇屋シェフ・・・10階客室 ヴォイス・・・5階柏 一 般・・・指定の座席へと案内 適宜、ドアの開閉、来場者の案内 ※ビデオ、写真撮影は広報係が対応
11:00	式典開会	
	式典閉会	
12:00	記念講演会	
	記念講演終了	
13:00	祝賀会	
	祝賀会終了	
14:30	閉会（解散）	片付け
		片付け完了、5階集合→主催者から挨拶、解散

# 進 行

《担当者》 \*は責任者

係 名	係 員 名
司 会	*真壁洋道
タイム	
表彰準備	
差出準備	根岸由美子
壇上差出	進藤千津子、島原麻美
指揮者	長瀬理恵
伴 奏	高木麻里

## 《主な役割》

- ・ 式典、記念講演会、コンサートのシナリオ確認
- ・ 司会進行のサポート
- ・ 進行の計測
- ・ 表彰の準備
- ・ 必要機材の確認、管理

## 《主な作業内容》

- ① 準 備
- ・ 式典、記念講演会、祝賀会等の必要機材の確認をする。
    - 式 典・・・演台、式壇壺花、スタンド花（5本）、マイク（司会者用、演台用）、式盆、表彰状、記念品、金屏風
    - 講演会・・・テーブル1、丸テーブル1、ピンマイク1、花束1、プロジェクター（カメラ、スクリーン2本）、録音用CD
    - 祝賀会・・・ピアノ、スタンドマイク（4本）
    - その他・・・席札、筆記具、テープ等
  - ・ ピアノの設置
- ② 式典、記念講演会、祝賀会の援助
- ・ 記念講演講師と公演者と設備機材や配置場所の確認をする。
  - ・ 進行状況を確認しながら、講師や公演者との係と連携を図る。
  - ・ 舞台転換があるのでタイムスケジュールを確認し、適宜責任者の指示により行動する。
- ④ そ の 他
- ・ 緊急時の避難・誘導経路を確認しておく。
  - ・ 体調のよくなさそうな方を発見したら、速やかに対応すること。

## 進行タイムスケジュール

\* 責任者：真壁洋道

時 間	内 容	詳 細
9:15		玄関、会場内、スローガン、スタンド花の確認 *真壁
9:30	係員集合	主催者挨拶、オリエンテーション、全体打合せ 係別打合せ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 式典必要機材の確認 演台、式壇壺花、スタンド花（5本）、マイク（司会者用、演台用）、式盆、表彰状、記念品、金屏風</li> <li>・ 記念講演必要機材の確認 テーブル1、丸テーブル1、ピンマイク1、花束1、プロジェクター（カメラ、スクリーン2本）、録音用CD</li> <li>・ 祝賀会必要機材の確認 ピアノ、スタンドマイク（4本）</li> </ul> 演題、司会者用マイクの音量確認
10:30	会場開始	来賓、登壇者の出欠状況を速やかに司会に伝える
11:00	式典開会	
	式典閉会	記念講演講師のピンマイクの確認
12:00	記念講演会	
	記念講演終了	
13:00	祝賀会	
	祝賀会終了	
14:30	閉会（解散）	片付け
		片付け完了、5階集合→主催者から挨拶、解散



# 会 場

《担当者》 \*は責任者

係 名	係 員 名
会 場 (6名)	*近藤正浩 長谷部智也、真壁美由紀、伊与田美香 やまゆり保育園、大原保育園

## 《主な役割》

- ・ 会場内の座席割  
会場内出入口、ロビー等に座席表を掲示する。  
来賓、主催者、保育会役員席に名札配置  
各参加者を所定の座席位置へ案内
- ・ 会場、ロビーの片付け

## 《主な作業内容》

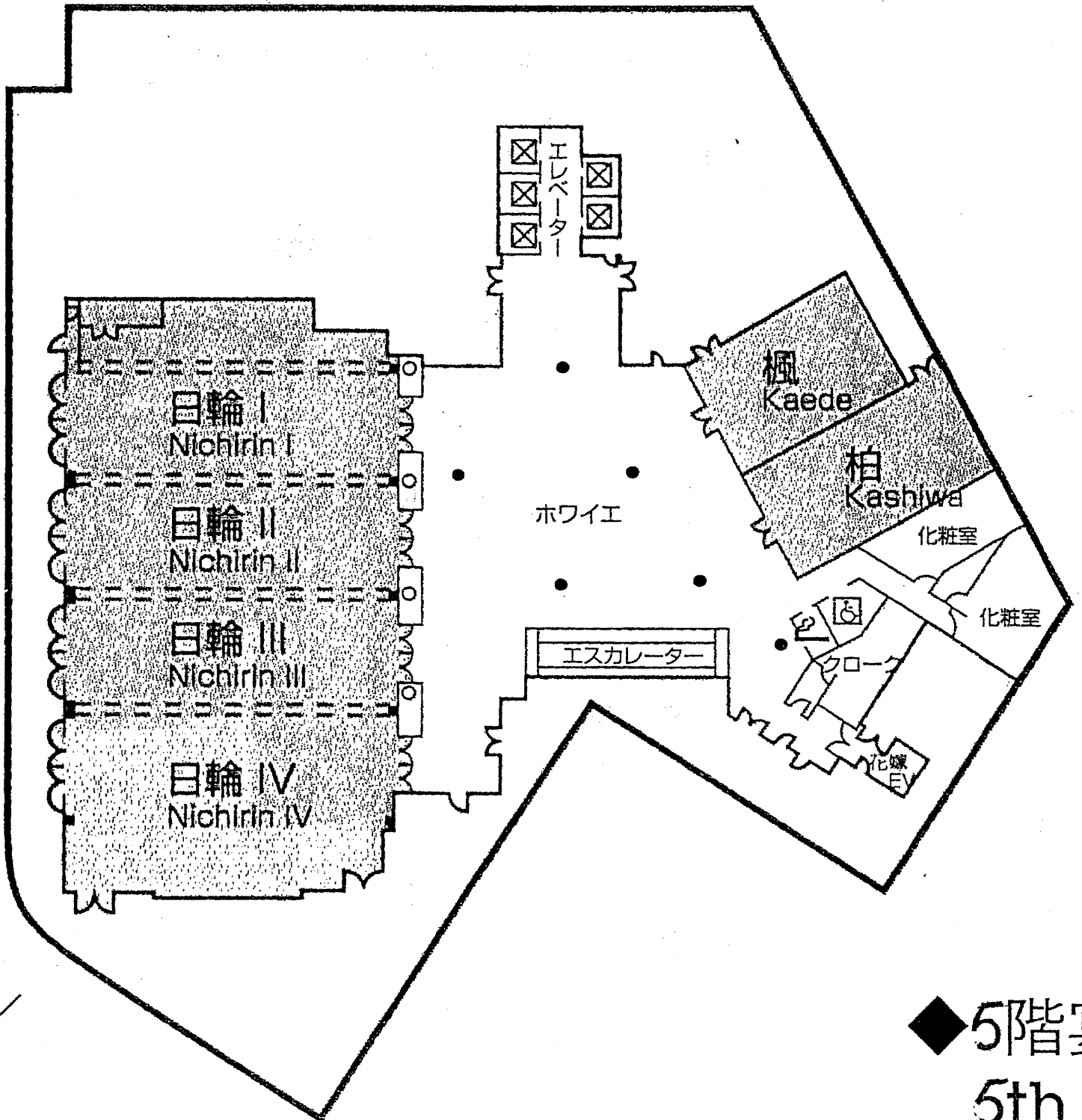
- ①準 備
  - ・ 会場、控室の確認をする。
  - ・ 会場内の座席割を行う（来賓席、受賞者席、主催者、保育会役員席、一般席）
  - ・ 会場内出入口に座席表を掲示する。
  - ・ 受賞者、記念講演講師、公演者には、リハーサルの時間を必ず伝える。
- ②開 場 後
  - ・ 適宜参加者を指定の席に案内・誘導する。
  - ・ 第一部式典終了後、第二部公演準備をする。
- ③開 式 後
  - ・ 遅れてくる参加者の方へ速やかに空いている席を案内、誘導する。
  - ・ 舞台転換があるのでタイムスケジュールを確認し、適宜責任者の指示により行動する。
- ④そ の 他
  - ・ 緊急時の避難・誘導経路を確認しておく。
  - ・ 体調のよくなさそうな方を発見したら、速やかに対応すること。

# 会場タイムスケジュール

\* 責任者：近藤正浩

時 間	内 容	詳 細
9:15		各控室等に案内表示の用紙を掲示 *近藤
9:30	係員集合	主催者挨拶、オリエンテーション、全体打合せ 係別打合せ ・会場、控室等の場所の確認 ・ビデオ撮影、写真撮影の場所確保 ・来賓、受賞者、主催者、保育会役員席の席札を貼る。 ・会場出入口、ロビーに座席表を貼る。
10:30	会場開始	受付の済んだ参加者を指定席へと案内する 来 賓・・・5階楓 受賞者・・・会場2列目席 主催者・・・5階柏 脇屋シェフ・・・10階客室 ヴォイス・・・5階柏 一 般・・・指定の座席へと案内 適宜、ドアの開閉、来場者の案内 ※ビデオ、写真撮影は広報係が対応
11:00	式典開会	
	式典閉会	舞台の転換進行係の補助（式典セット→記念講演のセット）
12:00	記念講演会	
	記念講演終了	舞台の転換進行係の補助（記念講演のセット→祝賀会のセット）
13:00	祝賀会	
	祝賀会終了	
14:30	閉会（解散）	片付け
		片付け完了、5階集合→主催者から挨拶、解散

# 日輪(Nichirin)



◆ 5階宴  
5th F.

## 第45回神奈川県保育事業大会(案)

- 1 開催日 平成23年4月23日(土)  
9:00 ~ 16:30
- 2 場 所 神奈川県社会福祉会館
- 3 当日のスケジュール
  - 9:00 ~ 来賓・受賞者受付
  - 10:00 ~ 式典
    - ・永年勤続表彰式
    - ・記念品贈呈(大臣表彰、県保育賞)
    - ・来賓祝辞、来賓紹介
  - 11:10 ~ 保育会総会、保育士会総会  
昼食・休憩・分科会打合せ
  - 13:30 ~ 研究発表大会
  - 16:00 ~ 処理委員会

平成23年2月吉日

各市・町児童福祉主管課長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

一般社団法人神奈川県保育会表彰規定による被表彰者の  
ご推薦について (お願い)

春寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度の標記表彰を次により実施予定でありますので、貴市・町立保育園(所)の職員の方で該当者がございましたら4月6日(水)までにご推薦下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この推薦依頼の通知は、各保育園(所)長にも差し上げておりますので、ご承知下さい。

- 1 表彰対象者 別添表彰規定のとおり
- 2 表彰の時期 平成23年4月23日(土)第45回神奈川県保育事業大会において表彰式を行います。
- 3 推薦の方法 別紙様式により、県保育会事務局あて郵送等でお送り下さい。
- 4 審査会 表彰の審査は、県保育会表彰選考委員会が行い、審査結果を、別途通知いたします。
- 5 お問い合わせ 一般社団法人神奈川県保育会事務局 TEL 045-311-8754
- 6 本推薦書は、表彰目的のために使用し、その他の目的以外には使用いたしません。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人神奈川県保育会事務局

平成23年2月吉日

各保育園（所）長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築融光（印略）

一般社団法人神奈川県保育会表彰規定による  
被表彰者のご推薦について（お願い）

春寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進に当たりましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年度の標記表彰を次により実施予定でありますので、貴職及び所属職員の方で該当される方を来たる4月6日（水）までにご推薦くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、公立の保育園につきましては、各市・町の担当課にも推薦依頼通知を差し上げておりますのでご承知下さい。

- 1 表彰対象者 別添表彰規定等のとおり
- 2 表彰の時期 平成23年4月23日（土）第45回神奈川県保育事業大会において表彰式を行います。
- 3 推薦の方法 別紙様式により、県保育会事務局あて郵送等でお送り下さい。
- 4 審査会 表彰の審査は、県保育会表彰選考委員会が行い、審査結果を、別途通知いたします。
- 5 お問い合わせ 一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754
- 6 本推薦書は、表彰目的のために使用し、その他の目的以外には使用いたしません。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人神奈川県保育会事務局

## 一般社団法人神奈川県保育会会員規程

### (表彰)

- 第12条 理事長は、保育事業に功労のあった者に対して、その功績を讃え、労をねぎらうため、表彰を行うものとする。
- 2 会員は、神奈川県内の保育所に施設長、保育士、調理員等の職員として、15年以上勤務し、かつ功績顕著であると認められる者を、定められた期日までに推薦するものとする。
  - 3 表彰は、理事長が保育事業大会において、表彰状と記念品を贈呈してこれを行う。
  - 4 会員から推薦のあった表彰対象者については、本会に表彰選考委員会を設置して、被表彰者を選考して決定する。

### [取扱い事項]

- 育児休業及び介護休業の期間についてもこれを勤続年数に参入するものとします
- 「保育所」以外の施設の勤務期間は、同じ職種であっても「勤続年数」に入りません
- 保育所間（神奈川県内に限る。）の異動がある場合は通算してください。
- この表彰を1度受けられた方は、対象となりません。
- この表彰の受賞は、原則として全国保育協議会会長表彰の推薦条件としておりますので、園長におかれても漏れのないようご注意ください。

## 平成23年度保育事業永年勤続表彰者推薦書

				平成23年4月1日現在	
ふりがな				昭和      年      月      日生	
氏名					
ふりがな				職名	
施設名 (勤務先)					
ふりがな					
施設の住所	〒				
	TEL      -      -		FAX      -      -		
勤続年月数 ※	就任(職)年月日	退任(職)年月日	勤続年数	施設名	
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
	年 月 日	年 月 日	年 カ月		
		現在に至る			
		(通算合計)		年 カ月	
備考					
平成23年      月      日					
推薦者職氏名				印	

※ 勤続年月数＝他の保育所に勤務した経験年数も含め、保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。

一般社団法人神奈川県保育会



平成 23 年 2 月 10 日

一般社団法人神奈川県保育会  
保育園利用者相談室 会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

保育園利用者相談室規程について(送付)

春寒の候、会員の皆様方におかれましては、ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、保育園利用者相談室規程に関しましては、運営委員会及び第三者委員会で、規程(案)の協議・検討を行い、去る 12 月の理事会及び企画運営委員会に規程(案)を提示し、その後、会員の皆様方にもその(案)をご提示し、意見の募集を行いました。その結果を踏まえ、2月9日(水)の理事会において、別紙のとおり決定いたしましたのでご送付いたします。

なお、当規程第4条「相談室会員の責務」の規定の中で、研修会への参加義務付けや園内で発生・解決した内容の相談室への報告義務付け等を新たに設置いたしましたので、是非ご協力くださいますようお願いいたします。

一般社団法人神奈川県保育会事務局  
Tel 045-311-8754

# 一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程

## (目的)

第1条 一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)に所属する会員のうち、入会を希望する会員に対し、会員施設の利用者からの意見・要望等解決システムの一環として、保育園利用者相談室(以下「相談室」という。)を共同で設置することにより、中立、公平性や効果、効率的な機能を発揮することを目的とする。

## (設置及び構成)

第2条 相談室は、本会に設置する。

- 2 相談室は、第三者委員会委員及び運営委員会委員(以下「相談室委員」という。)により構成するものとし、本会事務局が補佐する。

## (相談室の事業)

第3条 相談室は、次の事業を行うものとする。

- 1 利用者等からの意見・要望等の受付、解決案の調整・助言、調停・斡旋
- 2 意見・要望等に関する研修会、事例研究会等の開催
- 3 相談室に関する広報・啓発活動の実施
- 4 その他相談室運営に必要と思われる事業

## (相談室会員の責務)

第4条 相談室会員は、自己の園内で発生した意見・要望等については、利用者の意向を正確に把握し、誠意を持って解決に向けた対応を行わなければならない。

- 2 相談室会員は、相談室に寄せられた意見・要望等に対し、相談室委員が行う状況等の聴取や解決案の調整等に協力しなければならない。
- 3 相談室会員は、相談室が実施する研修会に参加しなければならない。また、相談室の実施事業に協力しなければならない。
- 4 相談室会員は、園内で発生し、処理・解決した意見・要望等について、毎事業年度終了後3カ月以内に、その概要を相談室に報告しなければならない。

## (会費)

第5条 相談室の運営経費は、相談室会員の会費等によって賄われる。

- 2 会費は、1園年額10,000円とし、年度当初に支払うものとし、年度途中の入会及び退会の場合も同額とする。

(入会及び退会)

第6条 相談室会員として、新たに入会又は退会を希望する場合は、本会宛てに、入会申込書又は退会届を提出しなければならない。

2 入会は、本会から送付する会員証を受理した時点で成立し、退会は、本会が退会届を受理した時点で成立する。但し、相談室会員が、正当な理由なく会費を2年以上納入しなかった場合には、退会したものとみなす。

3 入会申込書及び退会届の様式は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

(第三者委員会委員の要件及び第三者委員会の業務)

第7条 第三者委員会委員は、利用者等からの意見・要望等の解決を円滑、円満に図ることができ、かつ社会からの信頼性を有する次の職種等の者から選任する。

弁護士、大学教授、民生委員・児童委員、公認会計士、税理士、本会委員、その他社会福祉に関し高度の識見を有する者。

2 中立、公平性の確保のために、2名以上4名以内を置くこととし、意見・要望等の内容によって臨時に委員を置くことができる。

3 第三者委員会は、運営委員会が行う業務や研修会等における指導・助言、利用者等が希望する場合の相談対応、相談室全般にわたる意見・提言等の業務を行う。

(運営委員会委員の要件及び運営委員会の業務)

第8条 運営委員会委員は、保育に関する高度な知識・技能等を有し、中立、公平性を確保できる相談室会員の中から、地域性等を考慮して選任する。また、委員の中から、運営委員長を互選する。

2 運営委員会委員は、5名以内を置くこととし、意見・要望等の内容によって臨時に委員を置くことができる。

3 運営委員会は、第三者委員会の指導のもとに、利用者等からの意見・要望等に対する解決案の調整・助言、相談室の取組み状況の三者委員会への報告、研修会の企画・運営、相談室の広報等の業務を行う。

(相談室委員の任期)

第9条 相談室委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合は、新たに委員を補充するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。また、臨時委員については、2年の範囲内でその都度任期を定める。

(相談室委員の選任手続き)

第10条 第三者委員会委員は、運営委員会が選考した候補者の中から、本会理事長が、理事会の決議を経て決定し委嘱する。

2 運営委員会委員は、本会理事長が選考した候補者の中から、理事会の決議を経て決定し委嘱する。

(相談室委員の報酬等)

第 11 条 相談室委員の報酬は、県社協「各種委員会委員等の報酬に関する規定」による。但し、本会委員には報酬は支給しない。また、交通費、通信費等については実費弁償とする。

2 特別な事由があるときは、別途定める。

3 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、意見・要望等の処理にあたり、通例の額を超えた報酬、交通費、通信費等の経費が生じ、相談室会員間の公平を著しく欠くと認められるときは、当該園に対して負担を求めることができる。

(守秘義務)

第 12 条 相談室委員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、職務を退いた後も同様とする。

(事業計画案等の審議)

第 13 条 相談室の事業計画案・予算案については、本会総会審議の中で承認を求め、事業報告・決算については報告を行う。

(相談室の業務手順)

第 14 条 利用者等からの意見・要望等を、円滑に処理・解決するために、次のとおり手順を定める。

1 意見・要望等の受付窓口は、本会事務局とし、受付は、様式 1「保育園利用者相談室意見・要望等の受付書」により行う。

2 本会事務局は、受付書を運営委員長へ送付し、運営委員長は、運営委員の中から、速やかにその案件を担当する委員を決定する。また、合議が必要と判断される場合は、複数の担当委員を指名して決定することができる。

3 担当委員は、意見・要望等の申し出人に対して、様式 2「意見・要望等の受付報告書」を通知するとともに、必要がある場合には、当該施設に対して、その状況等を聴取することができる。

4 担当委員は、当該施設の解決責任者と申し出人との話し合いによる解決を促し、助言・指導を行う。

5 担当委員は、4による解決が不可能と判断した場合は、運営委員長と協議の上、運営委員会又は第三者委員会の指導・助言を仰ぎ、調停・斡旋を依頼することができる。

6 担当委員は、当該案件が解決した場合は、解決責任者より、様式 3「意見・要望等の解決結果報告書」を受けて確認した後、様式 4「意見・要望等の相談解決記録」を作成し、本会理事長に報告するものとする。

7 担当委員は、申し出人から、第三者委員に対し、直接意見・要望等の解決を依頼したい旨の申し出があった場合は、運営委員長と協議の上、その対応を決定するものとする。

(規程に定めのない事項)

第15条 この規程に定めのない事項については、運営委員会で協議し、第三者委員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により理事長が決する。但し、軽微な内容については、第三者委員会の意見聴取及び理事会の決議を省略することができる。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

第2条 第三者委員設置要領は、本規程の施行と同時に廃止する。

## 「保育園利用者相談室」入会申込書（新規）

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 様

（入会申込者）

㊟

申込年月日	（新規） 平成 年 月 日		
保育所名		設置主体	
施設長名		電 話	
		F A X	
施設所在地	〒	入所定員	人
職員構成	副園長 人・主任 人・保育士 人・調理員 人・事務等 人		
特別保育事業	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> なし（有りの内容）		
会費納入方法 年間 10,000 円	1 銀行振込 2 郵便振替 3 持参 4 その他（ ）		

【会費振込先】一般社団法人 神奈川県保育会会費とともに請求いたします。

銀 行	横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
	一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 都築融光
郵便振替	00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

【申込書送付先】 〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人 神奈川県保育会 事務局

# 退 会 届

平成 年 月 日

一般社団法人神奈川県保育会理事長 様

保育所名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

貴会の保育園利用者相談室会員を、平成 年 月 日付けで退会したいので、  
お届けします。

<退会理由>





# 意見・要望等の受付報告書

平成 年 月 日

相 談 者 様

担当委員

受付担当者より、下記のとおり意見・要望等の受付（受付No. ）の報告がありましたことを通知いたします。

記

受付日	平成 年 月 日 ( )		
相談者名		利用者との関係	<input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> その他 ( )
意見・要望等の内容			

# 意見・要望等の解決結果報告書 (参考)

平成 年 月 日

担当委員 様

解決責任者

平成 年 月 日付の意見・要望等 (受付No. ) につきまして下記のとおり解決いたしましたので、ご報告いたします。

記

意見・要望等の内容	
相談解決の結果	

## 意見・要望等の相談解決記録 (参考)

受付番号		申出人 氏 名		担当委 員 氏名	
年月日	相談概要				
処理の 概要	相談委員限り、当該施設への通知、保留 継続、終結 (解決、運営適正化委員会)				
備 考	1回の活動ごとに記入をお願いします。				

一般社団法人 **神奈川県保育会新委員の連絡票**

(就任期間：平成23年度) 2011.4.1~2012.3.31

選出地区名	市・郡・保育士会
-------	----------

月 日 報告者名

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 - )			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 - )			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 - )			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

※ 再任の方は、氏名欄のみご記入下さい

※ 未定の地区は、いつ頃決定するのかをお知らせ願います

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆3歳以上児の幼児教育をもとに幼保一体化を整理◆

～幼保一体化WT 第6回会合～

1月24日に子ども・子育て新システム検討会議作業グループ幼保一体化ワーキングチーム(以下「幼保一体化WT」)が開催され、第3回幼保一体化WT(平成22年11月16日)に示された5つの案とは別の考え方が示されました。この考え方は、「すべての3歳以上の子どもに幼児教育を提供するという視点から整理しなおされたもので、3歳以上の幼児に「学校教育法に定められた教育(以下、「幼児教育」と記す)」と「保育」を提供する施設を「こども園(仮称)」、3歳以上の子どもに「幼児教育」のみを提供する施設を「幼稚園」、(「幼児教育」の対象とならない)3歳未満の子どものみを対象として保育を提供する施設を「保育所」(現行の乳児保育所をイメージ)として示されています。また、建学の精神に基づいた入園児の選考を認めたり、入学金等の上乗せ徴収に上限を定めないなど、現在の幼稚園の仕組みを残した内容となっており、多くの課題が含まれています。さらに、「幼児教育」という視点で、3歳未満児と3歳以上児をわける視点は、発達の連続性を訴えてきた保育所にとって大きな問題といえます。

全保協は、今回のWTの会議資料が会議の開催される3時間前に資料が示されたことから、時間がない状況でありましたが、意見を述べる必要性から、意見書を提出し、佐藤保育施策検討特別委員会委員長が意見を述べました。(意見書は別紙参照)

当日の幼保一体化WTでは、保育関係者を中心に反対意見がだされたものの、全体的としては理解を示す意見が多く、この案をもとにして課題を整理していくこととされました。

全保協は、①応諾義務を位置づけながら、建学の精神に基づいた選考を認めることは、児童福祉の視点から認められないこと、②上乗せ徴収に上限を設けないことは、家庭の経済状態を反映する入園障壁となることから、認められないこと、③就学前の子どもを3歳未満児と3歳以上児に分けることは、発達の連続性を保障する視点からも容認できないこと、等を今後も主張していきます。またあわせて、新システムへの移行にあたっては(1)財源確保を前提とすること、(2)質の向上を図るものであること、(3)児童福祉施策であること等を基本とすることを、全保協における新システム検討の前提として繰り返し主張してきていますので、この点についても引き続き主張していくこととしています。

今後も関連情報を逐次提供していきますので、注視していただきますようお願いいたします。

## 議事概要 (記録：事務局)

### (1) 幼保一体化について

**大日向座長**：これまでのWTでは、「こども園 (仮称)」の設置については合意されてきたと言えるのではないかと。その後、複数案を提示して議論をしてきたが、このことは途上にある。幼保一体化の理念をもたらすものとして検討する必要があるということは共通理解になった。子どもに良質な生育環境を構築したいという幼保一体化の目的・理念について理解があったことからこれまでの議論は進められてきた。これまでの議論を踏まえて、事務局が整理したものが本日の資料であると伺っている。

(文科省・濱谷課長 説明)

※保育所は学校教育法上の学校教育を位置づけることから、「こども園 (仮称)」に移行を前提とする。ここで書かれている保育所は「乳児保育所」をいう。

**古渡委員 (全国認定こども園協会)**：「こども園 (仮称)」にいろいろな形態がある形は良いと思う。現場の視点でいうと、市町村行政が多様な子育て支援策や施設の連携の視点を入れこむ必要がある。

**木幡委員 (フジテレビ)**：まず保護者の立場から言うと、保育園と幼稚園がこんなに仕組みが違うということに驚いた。しかし利用者にしてみると、同年齢の子どもがいる施設なのだから、もっとフレキシブルにできれば良いのと思う。保育所が「保育に欠ける子どもを預かる福祉施設」というのは、今の利用者の立場から考えると、かなりずれてきていると思う。「仕事を持っている＝保育所」ということ、保護者の働き方によって子どものいる場所が違うというのもおかしいと思う。小一プロブレムなどもある中、「小学校に上がる前の3年間は、どの子どもにもある程度、共通のものを提供してあげてほしい」これは国民の誰もが希望することではないか。

私自身、現在、保育所で提供されている幼児教育が、学校教育法上の「教育」の位置付けをもっていないことを知り、かなり違和感を覚えた。私の周りでも「仕事をしているけど、やっぱり幼稚園に入れたい」と計画的に2人目を産んで産休に入ったり、親と同居したり、あるいは仕事を辞めたりといった選択をする人が出てきている。「幼稚園の壁」(幼稚園に入るために仕事を辞める)を作らないためにも、そろそろ根本的な制度改革をする必要がある。そのためにも多様な形態のある第1案で良いのではないかと。そのための第一歩として、保育所と幼稚園がテーブルの上で議論するのではなく、行き来して交流していく中で、共通点を導き出すこともできるのではないかと。第一希望の保育所に入れなかったことだけで不満がある。保護者が働くためには保育所に入れざるを得ないということはそろそろやめてほしい。

**金山委員 (マミーズネット)**：質問だが、満3歳未満の片働き家庭の子どもが入っていないのはなぜか？3歳未満で家庭にいる子どもは、家庭にいるから良いだろうということなのか。そもそも「すべての子どもに幼児教育・保育を保障する」ことが目的ではなかったのか。

**濱谷課長**：失礼した。絵には描いていないが、市町村事業計画に基づいて、満3歳未満の片働き家庭の子どもを受け皿として地域子育て支援拠点事業等があるということは前提である。

**大橋委員 (全国国公立幼稚園長会)**：すべての子どもに幼児教育を提供するという前提で整理していただいたことに感謝する。

**入谷委員 (全日私幼)**：全国の私学教育の現場からあげられた意見を意見書としてあげさせていただいた。さらなる幼児教育の質の向上が図れるのか、今後吟味して検討していきたい。このような資料を整理された事務局の苦勞に感謝する。

**菅原委員 (全国私立保育園連盟)**：方向性・理念をきちんと持ちましょうという視点で議論してきた。その意味ではめざすべき方向性として第1案への道筋が見えるようなものにしていく必要がある。そのうえで必要な検討課題を資料としてまとめたので、読んでいただきたい。

今日、説明された資料について意見を述べる。まず、応諾義務はすべての「こども園 (仮称)」に課すということが前提である。定員超過についてはいたしかたないということもあるが、建学の精神を利用料につなげたり、応諾義務につなげたりすることは正しくないと思う。保育内容なり教育内容なりの理念は、検討されている新しい指針に基づくべきである。建学の精神を法律上に書き込むことや、利用料、応諾義務に結び付けることはおかしい。

また、上乗せ徴収について上限を設けないことについては、理念的に違うのではないかとと思う。そのところはきちんと押さえてほしい。

教育は0歳から就学前の子どもには必要であり、「こども園 (仮称)」には規模や0歳か未満児か

ということには関係なく、位置づける必要がある。16 ページにあるような乳児保育所のような保育所ということは、そのような施設に失望感を与える。乳児保育所であっても「こども園（仮称）」に移行できるようにするべきである。

**普光院委員（保育園を考える親の会）：**理念の合意があったと冒頭、大日向座長はおっしゃっていたが、仮にその合意があったとしても、なぜ今日のような資料が出てくるのかわからない。上乘せ徴収の仕組みは「こども園（仮称）」に導入してほしくない。このような仕組みを導入されてしまうと、公定価格に意味がなくなってしまうと思うし、家庭が分断されてしまう。家庭を分断しない、排除しない仕組みとするべきである。またこのような仕組みを導入することで、付加的な徴収をすることによって運営費の不十分を補うようになってしまうのではないかということ懸念する。幼稚園関係者からは付加的徴収がないと運営できないと言われることがあるが、そうではなく付加的徴収をしなくても運営が成り立つ仕組みにする必要がある。

また上乘せ徴収を上限なく認めることについては、親にとってわかりやすい一方で、子どもの発達に懸念がある「早期教育」の導入を競い合うことになってしまうのではないかと懸念する。応諾義務のところにある、建学の精神に基づいて入園を選考する仕組みは、非常に遺憾。子どもを差別・区別する仕組みは入れるべきではない。このような案が出た以上、第1案には賛成できない。

また、市町村があっせんするというだけでは非常に不安。きちんと子どもたちに保育を保障する仕組みにしてほしい。市町村は住民の声を聞きながら、非常に努力していると思うが、新システムを導入されたことによってガラガラポンとされてしまうことには非常に不安を感じる。育休明けで正規社員の人々が現在は優先的に保育所に入れるようになっており、そのことへの批判があることも承知しているが、一方で保育園に入れなかったために正規雇用を失うということになってしまっているはいけない。市町村の権限と責務が後退しないように、きちんと保障されるように、法律上に明記してほしい。そのうえで市町村の「必要な子どもにサービス・給付を保障する」「計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務」について、待機児童対策や過疎地での対策において、確実に責務が果されるような仕組みを明確にするべき。また、市町村の「質の確保されたサービスの提供責務」は、事業者が最低基準を上回るサービスを実施できるよう施設整備や給付などを行うだけでなく、指定制による契約関係を根拠として、利用者（子ども）の権利を守り、不適切な事業を指導する等の権限および責任を有することを明確にすべき。

基本制度WTで配置基準の引き上げが提案されているが、ぜひ実現させてほしい。その場合、引き上げられた基準を、市町村が確実に実施する仕組みにする必要がある。

また、「こども園（仮称）」の設置主体は、多額の公金を受け運営する事業であり、利益追求が利用者（子ども）の利益と相反する関係となりがちなる事業であることを前提に、公益法人もしくは公益性のための規制（運営費の使途制限、参入・撤退の規制等）を受け入れる法人とするべき。

「こども園（仮称）」として認可される法人に求められる要件は国が明確にするべき。そのためにも認可のプロセスの透明性を高め、住民や有識者の参加のもと、子どもや地域のために公共性をもって事業を行う事業者かどうか審査する必要がある。

「情報提供」ではなく、決められた項目について情報を開示することを義務化するべきである。園舎面積、子ども一人当たり保育室面積、配置人材の詳細、直近の退職者数、保育課程、かかるお金にかかること、指導監査結果、決算などを定型の書式で開示するべき。

また、現在の第三者評価は保育所の経営コンサルティングであって、利用者の選択に資する中立的な評価とは言いがたい。こども指針を遵守し、子どもの人格や主体性を尊重する教育・保育あるいは地域支援となっているかどうかを見るものとし、公的に支える仕組みとするべきである。さらに施設の安定運営は、保育の質の向上の重要な要件であり、給付が利用の多寡で大きく変動するような仕組みには問題がある。基盤給付のような仕組みが必要。

最後に「幼児教育」という言葉が非常に引っ掛かる。就学前の子どもの保育・教育のあり方を議論しているのに、なぜ幼児教育という言葉にこだわるのか。就学前教育という言葉で整理することはできないのか。

**大日向座長：**年齢に関わりなく良質な幼児教育・保育を提供することについては合意されたのではないかとまとめ方をさせていただいた。決してこの資料は第1案ではなく、これまでの議論をさらに事務局で整理されたものであることを理解していただきたい。

**渡邊委員（全国町村会、聖籠町長）：**第1案にむけて橋渡しをする案を考える必要があるという意味で、今日の資料については一定の理解をもつ。今後は、財政試算を示したうえで議論をしていく

べきではないかと思う。指定制度の導入等から、現行の制度より財源が必要な仕組みとなることは確実なので、地方財政への支援がないと地方行政の理解は得られない。仕組みは作ったけど、財源はないということであれば、絵にかいた餅になってしまう。

市町村の調整、あっせんの仕組みは明確に示してほしい。幼稚園と保育所がどの段階で一体化するのかということもわからない。このままでは、二重行政の解消どころか、三重行政になってしまうのではないかと。またこの段階で意見を一つにしていくのは時期尚早であると思う。地方の意見は出させられるが、そのことが聞いてもらえないようであると、理解は得られない。

**清原委員（全国市長会、三鷹市長）：**「※具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者と十分な協議を行う」と資料に書かれているが、このことは重要。何よりも幼保一体化の目的は、日本に生まれた子どもがどこの地域に生まれても、ナショナルミニマムとして良質な保育・教育を提供されなければいけないということにある。そのためにも、地方の財源がどのように確保されるのか、ということが重要。「制度改革案と必要財源を明らかにするために、一体的な提供とあわせて、平成 23 年度の半ばまでに検討する」とされているが、市町村行政にとって、財源の正当性が示される必要がある。

また、市町村が新システム事業計画を作ることになっているが、次世代育成支援後期行動計画との関係性はどうなるのか、整合性をどう作るのか。ただビジョンだけを掲げるのだけが計画ではないので、認可権者等、必要な権限が委譲されるのかどうか、課題になる。契約と認定の仕組みも市町村の役割が大きいが、とくに需要と供給のバランスが取れていないところについて、契約された方と要保育度が高いけど入れる施設が見つからない方との平等を、どのように担保していくのが課題になってくる。

子ども手当に関する 5 大臣合意で明確に記載していただいたことに期待しているながら、子ども手当についてはその通りになっていなかったことにより不信感がある。

子ども本位の制度改革であると思っているので、根拠をもった仕組みを構築してほしい。

**香取政策統括官：**社会保障と税の改革の方向性については、平成 23 年 6 月を目途にして、合意を得ることとしている。社会保障改革の方向性については、厚労省で原案を作ることになっているが、4 月までにまとめることとしている。子ども・子育て支援システムは、基本的にはこのスケジュールに遅れることのないように取りまとめをしていただきたいと考えている。事業者と市町村等、仕組みを担っていただいている方々の合意がないといけないと思っているので、逆算して検討していくことになる。

市町村が単独でサービスをすべて整備していくことも、事業主が独自に整備することも難しいと思っているので、合わせ技で行っていくことになる。そのためにも、計画を策定してどのように役割分担をしていくのか整理をしなければいけない。

新システム事業計画と次世代育成支援後期行動計画の関係については、次世代育成法は時限立法になっているので、包括的な法として位置づけていきたいと考えている。その際の関係性については入れ子方式にするのか、謄替にするのかは技術的な問題である。

市町村にどれだけ強く権限を持たせるのか、それとも事業主に権限を持たせるのかは、今後の検討になる。

保育所との関係で福祉的な視点で見るとは別に、すべての子どもにもれなく幼児教育を提供できる仕組みにする必要があるだろうということで、保育所・幼稚園とは関係なく幼児教育の視点から整理したために、今日の資料となった。幼児教育を担う機能を「こども園（仮称）」という論理で整理したうえで、0～2 歳児のお子さんに対する教育があるかないかという議論とは別に、「こども園（仮称）」は幼児教育・保育を提供する施設であるということから整理するとこのような絵の描き方になる。「こども園（仮称）」はオールマイティである一方で、現実のニーズを考えると未満児だけを受け入れる施設や幼児教育だけを提供する施設もある。

**濱谷課長：**指定権者と計画との整合性は今後の議論だが、整合性をつけていくことが必要だと認識している。

**今里課長：**選考というものをする際の基準を市町村が決めるのか、施設が決めるのか、市町村がガイドラインを示して施設が決めるのかは、今後の検討課題であると認識している。

**大日向座長：**香取政策統括官の発言に「すべての子どもに幼児教育を提供する」という文言があったが、「すべての子どもに幼児教育・保育を提供する」ということで、幼児教育を提供する施設と、幼児教育と保育を提供する「こども園（仮称）」、フルスペックじゃないところがある施設があるという形で整理している。



**山縣委員（大阪市立大学教授）**：各委員の意見をベースに修正案を示したということは理解できるが、この案を進めると10年後から三元化することになってしまう。実態としては幼稚園の分断となり、幼稚園にとっては非常にさびしい提案であると思う。少なくとも法律上は一つの施設として位置づけて、それ以外は例外として認めてはどうか。

「こども園（仮称）」について、すべての施設に教育を位置づけることはぜひお願いしたい。一方で0歳から就学前まで教育をする施設と3歳以上児に教育をする施設ができてしまうことから、整理が必要である。またその際に保育所においても学校教育法上の幼児教育が位置づけられることから、保育士資格をどう考え、学校教育法上の幼児教育を提供していくか、検討が必要である。

「こども園（仮称）」と社会福祉の関係性では、幼稚園から「こども園（仮称）」になる際には、社会福祉法上の規制や位置づけが義務付けられるということを知っていただきたい。苦情解決や第三者評価、監査の義務付け、努力義務付けがかかるということを知ってほしい。そのうえで、預かり保育を福祉機能であると整理することには疑問がある。

上乗せ徴収が、応諾義務の裏理由にされることについては、反対である。入学金の徴収は、保育所はしないことになっているが、「こども園（仮称）」になることによって徴収しても良いことになってしまう。このことは問題である。

既存の施設に捉われることなく、新しい施設として人的・物的環境を描いてはどうかと思う。

私立学校を市町村が位置づけることになってくることを踏まえると、現在、都会の多くの私立幼稚園はかなり広域から通ってきていることがある。市町村の責務や事業計画の策定を考える際には、広域調整をどうするのかも考える必要がある。

**香取政策統括官**：3歳から5歳までが利用している保育所・幼稚園は論理上、そのまま「こども園（仮称）」になることができる。一方で「こども園（仮称）」の基準をどのように位置づけるかによって、幼稚園が「こども園（仮称）」になるときにどのようなものを整備しなければいけないのか、保育所が「こども園（仮称）」に移行するためにはどのようなものが必要なのかということがあるので、「こども園（仮称）」の基準をどのように作っていくのかは検討が必要。

**溝口代理（全国こども育成協議会）**：私の園は認可外保育所である。教育要領、保育指針からみられているのが、認可外保育所である。すべての子どもということを知っている中で、日本のように認可外保育所が子どもの保育に一定の役割を果たしている国はない。質問だが私の勉強不足もあるが、「こども園（仮称）」として何を意味しているのか、お聞きしたい。認可外保育所を意味しているのか？

また、確かに市町村に責務が課せられてしまうと、本当にすべての子どもに必要な整備ができるのか疑問がある。基礎的な自治体がやりやすい方法にしていけないと、制度はできても絵にかいた餅になってしまう。

すべての子どものために、変わらなければいけないのではないのか。そのためにも我々保育者の意見を聞いてほしい。

**中島委員（連合）**：課題がいくつか浮き彫りになってきたと思う。直接契約方式ということで提案されているが、素直に資料を読むと保護者が施設に直接申し込みをし、契約をする仕組みとなると思うが、そうであるならば現実としてひとり親家庭や障害のある子ども等、社会的情報弱者がはじかれてしまうことを懸念する。きちんと利用確保ができるような仕組みにするべきである。その上で応諾義務については精査をすることが必要。

公定価格であることが必要であることは前提だが、上乗せ徴収のあり方は例外的なものとしてイメージしたが、その絵を明確にしていけないとお金持ちとそうでない人を分けるようになってしまう。ここはもう少しきちんと議論をしてほしい。

利用者負担のあり方、低所得者層の負担のあり方は今後の検討だと思うが、その理解で良いか。質と量のあり方は今後の議論になると思うが、市町村が権限を持って少なくとも市町村の権限が今以上低下するようであれば、低所得者層やひとり親家庭等の利用のあり方に課題が残るので、そのようにしてはいけない。

**濱谷課長**：利用料のあり方は今後の検討課題である。

**秋田委員（東京大学教授）**：保育の質を上げることを前提にインセンティブを与えていくこと、いつまでという年限を区切るのではなく、そのインセンティブを上げる方向で整理していく形で資料が整理されたことには感謝する。

保育・幼児教育の文言が未整理であることが気になるので、早くこども指針WTの場で検討していただきたい。

現状にある幼稚園・保育所、さらに「こども園（仮称）」をどのように構築していくのかということを見ると、公定価格と応諾義務は極めて重要である。図で上乗せ徴収の部分がかかなり大きい幅になっているが、ここをもっと小さくして、低所得者への配慮をすることが必要。スウェーデンは自由価格になっているが、低所得者層への配慮を行っている。現実的には低所得者層への配慮はしたうえで、上乗せ徴収は認めることが現実的ではないかと思う。賢い保護者であれば公定価格で質の確保された保育が提供されるのであれば、上乗せ徴収をされる場所は利用しないだろう。

**佐藤委員（全国保育協議会）**：まず、すべての子どもを対象に、幼児教育と保育を一体的に提供するためには、社会全体で子どもの育ち・子育てを支えるという基本理念に立ち返り、考える必要がある。さらにWTの進め方についてだが、本会のように2万を越える認可保育所を会員とする団体にあつては、当日資料が配布され、そのWTで出した意見をもって整理をされる方法では、議論を持ち帰って検討することもできず、団体として意見を言うことができない。このような議論の進め方で意見を言ったとされてしまうことは大変遺憾であり、きちんとした議論の進め方をしていただくようお願いする。

保育の量的拡大をはかることは必要だが、その際に「質が確保される」ことが重要である。その点を明確に記載すべきである。

また、目的の3つ目にある「支援を必要とするすべての親子がすべての地域であらゆる施設において支援を受けられるように」については、施設だけでなく子育て支援サービスも必要であることから、「あらゆる施設・サービスにおいて」とすべきである。

「市町村の関与」については、市町村の責務として示されている事項が確保されるように、具体的な内容を検討する必要がある。

保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する仕組みであっても、市町村の責務として利用支援の仕組みを構築することは必要不可欠である。市町村に「子育て支援コーディネーター（仮称）」を配置することなど、具体的な内容を示すべきである。

さらに、応諾義務の「正当な理由」は、限定的に定めるべきである。特に、障害のある子どもが排除されないようにするべき。その意味でも、建学の精神に基づき、事業者が入園児の選考をすることは、児童福祉の観点から認めるべきではない。定員を超える場合には、まず、必要度の高い子どもの利用が確保されるべきである。

付加的な幼児教育・保育を認める内容は限定的なものとするべきである。上乗せ徴収については、経済的な理由により、入れない等が生じないように、徴収額に上限を設けるべきである。さらに公定価格は、入学金や上乗せ徴収を行わなくとも、こども園（仮称）が幼児教育・保育の提供を行うことができる水準で設定されるべきである。

質の向上に向けては、基本制度WTで提示された検討課題だけでなく、グループ規模の小規模化や保育士の研修時間・教材準備時間の確保、開所時間中の保育士配置等、さらに踏み込んで検討するべきである。

また、前回も話したが、今回の幼保一体化の目的を踏まえると、「満3歳未満児の受入れを義務づけけない」とすることは国が重要課題としている待機児童解消にもつながらず、問題である。

最後に、参考資料のP.12に「保育を必要とする」と「保育を必要としない」という文言があるが、預かり保育を児童福祉として整理するのであれば、今まで「就労等」として保育の要件を整理してきた保育の必要性の認定はどのように整理されるのか。

**小田委員（国立特別支援教育総合研究所理事長）**：幼保一体化の哲学として、大枠は整理されたと思う。一つ一つの課題については、それぞれ意見があるところであり、議論をするべきである。地域における幼児教育・保育の計画の整備ということが課題であると思う。現実的には次世代育成支援後期行動計画や文科省でも幼児教育振興計画を立てているが、実効性には課題がある。国の責務は言うことだということではなく、インセンティブについてどのように担保することができるのかということが課題。「こども園（仮称）」の5案は考える材料だったと思うが、そうでなく子どもにとってどうなのかということ議論していくべきである。

**柏女委員（淑徳大学教授）**：今まで出した意見で重複するところは省略する。議論については課題がいくつあると思うが、臨時休業制度や機関補助等、今回出された案をたたき台として今後検討しながら議論していけばいいと思う。障害児について、市町村がケアプランを作ることになっているので、「こども園（仮称）」に障害児が入る場合にはケアプランをもとに行うべきである。さらに、すべての子どもに作る必要はないが、被虐待児童や支援が必要な子ども・家庭に対してはケ

アプランを策定していく必要がある。

「こども園（仮称）」の保育者は学校教育法上の教育者ということになるが、保育士は18歳未満の保育を専門分野としているので、資格の共通化を検討する際には、保育士のあり方を考える必要がある。

「こども園（仮称）」については、施設類型、サービス類型ごとに差がある仕組みとなるので、ドラステックに検討していく必要がある。保育所がこれまで果たしてきた、災害時にその復旧に当たる職員の子どものための保育や災害時に地域の住民を受け入れる機能等を担保していく必要がある。

**佐久間委員（ベネッセスタイルケア）：**すべての子どもにということを考えていくことが必要である。ただ検討が認可園を中心に考えられていると感じているので、認可外保育所や株式会社のこととも考慮してほしい。保護者の状況に応じるにしても、「こども園（仮称）」になるとときにはある一定の幼児教育・保育の時間を確保しないと、結果として差が生じる（幼稚園型や保育所型等）のではないかと思う。

また保育士の給料、処遇は現実として低く、自分のところもこんなに払ってあげていないということを感じる。保育士の処遇をあげるためには財源確保が必要不可欠である。

**大日向座長：**多様なあり方を認める前提での提案であると思う。改めて議論すべき論点が明確になったという意見もあった。給付のあり方、上乗せ徴収のあり方については、「こども園（仮称）」のあり方について左右する重要な課題であると思う。

**事務局：**課題が明らかになったので、2月以降、引き続き検討する。日程はおって連絡する。

## ◆市町村子ども・子育て会議の設置については合意◆

### ～基本制度WT 第9回会合～

1月27日には子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム（以下「基本制度WT」）が開催され、子ども・子育て会議（仮称）について議論を行ったのち、24日の幼保一体化WTの概要について報告が行われました。

菊池副会長からは「期待を裏切られた思いだ。もともと目指したのから後退したと言われても仕方がない。基本制度案要綱で定めていた目的『すべての子どもに良質な生育環境を保障する』という観点に立ち返って考える必要がある」ということを主張しました。

議事概要は下記のとおりですが、基本制度WTでは市町村版子ども・子育て会議の設置の必要性については合意されました。

#### 議事概要（記録：事務局）

##### （1）子ども・子育て会議（仮称）について（説明：藤原参事官）

藤原参事官より資料1「子ども・子育て会議（仮称）について」の説明を行い、その後、田中啓委員よりPDCAサイクル、江口筑波大学大学院ビジネス科学研究科長よりフランスの全国家家族会議について報告が行われた（資料4）。

**渡邊委員（全国町村会、聖籠町長）：**小規模な市町村にあってはどうか、ということを考えてみた。地方にあっては関係者が関与する仕組みは必要である。全国一律に形を作っていくのではなく、小規模自治体でもなりたつように柔軟なものにしていく必要がある。地方において、関係者が関与して検討にあたることのできるのであれば、新たな組織を立ち上げなくても、既存の組織で行うことも可能にするべきではないか。条例等で位置づける重要性もわかるが、必須とするのではなく、地方自治体が必要に応じて条例等を定めれば良いのではないか。

**倉田委員（全国市長会、池田市長）：**池田市ではエンゼル補助金として、子どもが4人生まれれば20万円支給し、ダイハツムーブ（軽自動車）を3年間無償貸与している。今までに200名以上支給している。ただし子ども手当ができたので、エンゼル補助金は平成24年度までとする予定。3人目以上は保育料無料や、医療費の補助も手厚くしている。

社会全体ですべての子どもを支える社会を作ろうということで、池田市子ども条例を策定した。18歳未満の子どもに対して、市長が教育委員会にものを申すことができるようにした。この条例

において、池田市子ども見守り委員会というものを策定し、市長から諮問することもできるし、市長に委員会から意見を言うこともできる。このように、Plan、Check ができる仕組みとして、すでに市では子ども施策について取り組んできている。

**小田切代理（全国知事会）**：具体的に決まっていないことが多々ある。このような課題が決まっていくなによって、教育委員会等、既存の委員会との関係をどうしていくのかがはっきりしてくるのではないかと。今後も地方自治体と十分に検討をしてほしい。

**駒村委員（慶應義塾大学教授）**：この子ども・子育て会議は、国においても地方においても、子どもたちの代弁者となるのであるから、非常に強い権限を持たせるべきではないかと思う。質問だが、審議会、協議会、意見を述べるができる、建議する、審議する、意見具申する等、今日の資料では様々な文言が使われているが法律上の違いを教えてください。また池田市の事例を非常に興味を持ってお聞きしたが、具体的にどのようなメンバー構成になっているのかなど、教えていただきたい。

**藤原参事官**：法律上の文言の違い等は、現在、精査しているので、整理できた段階で資料として提示させていただきたい。諮問されていないことについても意見を言っている機関もあるようなので、そのようなことを入れこむのかどうかも今後検討していただきたいと考えている。

**倉田市長**：後期行動計画のプラン作りについても、池田市子ども見守り委員会で検討した。通常は年3回程度の開催だが、昨年度は後期行動計画の策定のためにも年5回開催した。メンバーは15人以内（学識3名、保育所・幼稚園の関係者、労使関係者）となっている。諮問ではなく、円満な関係を築いているので、ともに検討している。

**奥山委員（つどいの広場全国連絡協議会）**：子育て家庭の状況が大きく変わってきているので、スピーディに当事者の意見を聞くためにも、当事者の関与が大切だと思う。子育て会議の役割は非常に重要。新しい公共の会議にも参画しているが、この会議も新しい公共の会議のように翌日にはインターネット配信される等、検討している内容が興味を持って見ていただくようにする必要があるのでないかと思う。

市町村の子ども・子育て会議については、必ず法定ですべての自治体がやらないといけないとしないと、しない自治体もあるということも事実なので、義務付けが必要ではないか。また質問だが、後期行動計画策定の際にはその後推進会議を策定することができるとされているが、何割の自治体が設置されているのか教えてください。

既存の団体を中心のメンバー構成にしてしまうと、やっている、やっているとなってしまうので、若者、子ども、子育て家庭の当事者が参画できるように、割合も決めて提示する必要がある。国と地方の関係性については、ゆるやかな関係性もあるとは思いますが、良い取り組みをしている自治体の事例をまねすることができるよう、国で情報を集めて紹介するようなことも考えても良いのではないかと。また、後期行動計画との関係性はどうか。

**黒田室長**：推進会議については、単独で設置している場合や既存の審議会で役割を担わせている場合があるが、数については精査してご報告する。後期行動計画との関係性については、今後、新システム法案を策定する際に整理することとなる。

**溝口代理（日本こども育成協議会）**：実情に合わせて、スピーディに取り組むことが必要だと思う。すべてが池田市のようになれば良いと思うが、自治体によっては理解がないところもある。子ども・子育て会議については楽しみにしているが、そのことが縦にされて整備しない等、変革をしていかない危険性も感じる。構成員そのものが対等な人間関係で発言できるようにしていくことが大切。行政そのものが協働に慣れていないので、行政が決めた計画にあわせようとして、本当に実情にあわないところもある。こども指針で、どういう子どもが育つかということを明確にしていくことが必要ではないか。

**田中委員（商工会議所）**：新システムの構築については、国全体で考えることと、地域で考えることを切り分けて考えていくことが必要。要因分析がされていないうえに、国としていろいろなものを詰め込みすぎているために、どうやって政策目標を達成していくのかということがはっきりしていない。良く見直して考えていく必要がある。たとえば質についても、様々な意見があると思うので、このような状態ではPDCAサイクルは成り立たない。国として、政策目標を整理していくことが重要。

**末松副大臣**：地方に子ども・子育て会議を設置することについてはどうか。

**田中委員**：地域の独自性を発揮できるようにするべきだと思うので、必要だと考えている。

**山縣委員（大阪市立大学教授）**：まず、他の審議会との関係についてだが、本日の説明にもあったよ

うに、社会保障審議会、中央教育審議会が新システムの内容と大きく関連しているが、設置目的の一部が重なる。重複は許されないとは考えてないが、ある程度の整理は必要ではないか。次に地方においては、とりわけ、次世代法に基づく子ども・子育て計画の義務化以降、計画策定のための会議が設置され、それが会議名等を変え、継続的に評価機能などを果たしている場合がある。出発点は違ったが、池田市はその好事例の一つである。事務局からの説明にあったように、審議会や検討会議などの名称で、独自に設置されている場合もあるし、社会福祉審議会の内部部会として設置されている場合もある。余談だが、これらは保健福祉部局、住民生活部局、首長直属部局などに設置されている場合が多く、教育関係の審議会や会議のもとに設置している自治体は少ない。もし可能なら、どこが事務局を担っているかもわかれば。いずれにしても、地方においてもこのような会議は必要だが、地方の組織構成は多様であり、柔軟性の高い仕組みを提案する必要がある。

3点目は、会議の性格と委員との関係についてだが、実施状況や評価を大きな目的の一つとするなら、事業者以上に、利用者の声や直接利害が絡まない人の声を重視する必要がある。本ワーキングも同様の趣旨で始まっていると考えられるが、結果として、ステークホルダーが、多様な事業者中心で占められており、利用者代表は、このワーキングチームにおいては、制度上は支援者であるが、実態としては、両面性を有すると考えられるひろばの代表者1名にすぎず、パワーバランスが崩れている。地域の保護者からは、幼稚園や保育所の利用者が代表ではないし、自分たちの声が届いていないという批判を受けることが多い。就学前の子どもの75%は保育所も幼稚園も利用していないのが現状であり、この声は真摯に受け止める必要がある。

利用者の組織化はかなり困難であるが、利用者部会なり、利用者を中心としたネット上の会議を組織するなど、できるだけ工夫をして声を反映する必要がある。

**両角委員（明治学院大学教授）：**子育ての当事者や関係者が意見をいう場を地方においても設置する必要がある。そのためにも設置義務は法律上書き込む必要がある。また、なるべく多様な立場を代弁する人として子育て当事者をどのように選出するのが課題になる。

**宮島委員（日本テレビ）：**当事者として事業者と行政と学識だけになってしまうと、当事者の声が届かないのではないかと。また、子育て当事者についても、実際に自分がサービスを受けられていると、既得権益を主張するようになる。サービスを利用できていない人、これから子どもを産もうとする人たちの意見をどのようにすくいあげていくのか、が大切になる。お金がたくさんあるわけではないので、子どものためにこうしてあげたい、そのためにもお金をという人たちよりも、もっとここを工夫すれば経費が削減されるよといったアイデアを持つことが必要だと思う。

**坂崎委員（日本保育協会）：**基本的に多様なステークホルダーが参画して計画をしていくことには賛成する。子ども・子育て会議の地方と国との関係を整理する必要があると思う。

子ども・子育て会議は、新システムの中で中心を担う重要な役割を担う仕組みであると思うので、この子ども・子育て会議を成熟させる仕組みにすることが重要である。フランスの場合は、子どもの出生率があがって、保育も充実した仕組みになってくるので、

**菊池委員（全保協）：**子ども・子育て会議は地方においても重要であると思うので、既存の会議をうまく利用できる用意するべきである。そのためにも主体性の強いものにしてほしい。当事者を入れることの重要性もわかるが、それだけでは問題があると思うので、第3者的な立場で意見を言うことができる人も参画する必要がある。

**小宮山副大臣：**民主党は以前から子ども家庭省を作りたいと思っていた。新しい省を作るには政権の体力が必要であり、現段階ではそのような状況ではない。将来、子ども家庭省を作るための種を、今回の新システムの検討の中で内閣府の中に作っていききたい。

**秋田委員（東京大学教授）：**省庁をどうすればいいのかということではなく、すべての子どもたちのためにどのように仕組みを作っていくのかを中心に考えていただきたいと思う。

**中島委員（連合）：**現状を考えると内閣府という全体を取りまとめられるところに、子ども全体を見渡せる部局を作っていただきたい。入口のところの種を一緒に作らせていただくと嬉しい。

**北条委員（全日私幼）：**子どもを0歳から18歳まで子ども家庭省で見渡すのだということであれば問題ないが、就学前を切り離すようなことをしてはいけない。このようなことをされてしまうと、日本の子どもの教育体系がめちゃくちゃになってしまう。

**荒木代理（全国国公立幼稚園長会）：**同じ意見だが、幼児教育を切り離して検討してはいけない。3歳未満児の75%は在宅で子育てをしているのだから、自分で子どもを育てたい、幼児教育だけを求める保護者の思いも受け止めてほしい。また、義務教育に接続していく幼児教育のあり方とし

て、地域格差を生じないようにしてほしい。

## (2) 幼保一体化について（説明：濱谷課長）

**大日向委員**（幼保一体化WTの報告）：この資料はWTで検討してきたものをもとに作られたものだが、幼保一体化WTの中では「評価できる」「事務局の苦勞に感謝する」という意見が多かった。このことは目的を共通化し、合意されてきたものをもとに、地域の多様なニーズにあわせて多様な形態があって良い、と判断されたことによるものではないか。

そのうえで、課題が明らかになったという意見が出された。とくに利用保障、応諾義務のあり方、公定価格と上乗せ徴収のあり方について等が課題とされた。上乗せ徴収のあり方については、上限なしは課題があるという声もあった。さらに、2歳未満の子どもが利用する施設も「こども園(仮称)」にすべきではないか、という意見が出された。

**両角委員**：利用者の立場から言うと、利用保障が本当にできるのかわからない。利用申し込みをして、待機児童が多い地域では利用できるのか。

**宮島委員**：報道を見ると幼保一体化失敗と書かれている。とりあえず「こども園(仮称)」として一体化するんだという形を見せない、幼保が残ったという形にされてしまう。対国民としてみると、非常に分かりにくいので、いろいろな形がよく見るとあるにしても、全体として「こども園(仮称)」として一つにしていく必要があるのではないか。

**北条委員**：「質をあげる」というのであれば、実際のデータを提示してほしい。子ども・子育て会議を作ることは賛成だが、第3者を子ども・子育て会議に加えることが必要。応諾義務、公定価格については、私学としてゆずることはできない。保育所だって直接入所を受け付けるのですよ、保育料を自分たちで決めるのですよと言われれば、ちょっと待てよとなると思うが、お互いゆずれるところはゆずっていくべきではないか。

**中島委員**：福祉の視点が後退するような仕組みであってはいけないと思う。直接契約や建学の精神に基づいた入園児の選考は、利用弱者が完全に後回しにされてしまうと思うので、直接契約ではない仕組みを今後議論させていただきたい。

**坂崎委員**：現実的に保育所はすでに幼児教育・保育をしていることから、今のままだも「こども園(仮称)」にほとんど移行することになる。一方で、財政的なインセンティブを与えて「こども園(仮称)」にしていくんだと言っているが、具体的に保育所にとって「こども園(仮称)」になるためのインセンティブとはどういうものか、きちんと示してほしい。

**駒村委員**：「こども園(仮称)」には、必ずセーフティネットが保障されないといけないと考えると、幼児期の教育と大学は違う。上乗せ徴収の上限なしは問題だと思う。

**菊池委員**：期待を裏切られたと思っている。もともと目指したのから後退したと言われても仕方がない。11月1日に示されたものからかなりかい離したものになっており、結果的に妥協の産物だなどとらえている。このままの状態では本来目指した方向に行くのか、非常に不安がある。

財源の確保も見えない中で、実現可能な数字はどこまでなのか、

財政的インセンティブを与えるとしているが、どのようなものを考えているのか。

**無藤委員**：事務局案は一定の前進であると思う。幼稚園も新システムの傘の中に入るのであれば、ある程度一体化したと見ることができないのではないか。

保護者にとって、大事なことは通える範囲の中で、通える施設があるということである。

**小宮山副大臣**：議論が後退したということは非常に不本意。後退ではないということを一言説明してほしい。

**香取政策統括官**：案としては第1案に近い第3案である。この資料では、どういうふうに進めていくのか、ということの説明が不十分だったと思う。ただ保育所の多くはすでに「こども園(仮称)」になれるし、幼稚園も8割が預かり保育をしていることを考えると「こども園(仮称)」にすぐにもなれるはず。その意味では期限を区切っていないこと等に批判もあったが、10年もかからずに「こども園(仮称)」に収斂していくのではないかと考えている。幼稚園のやっている預かり保育や、保育所の機能を考えると、0～2歳だけの保育を必要とする保育所、幼児教育だけを保障する幼稚園が残るということは、現実的には矛盾しない。すべての子どもに幼児教育を保障するという観点から考えると、保育所の多くは「こども園(仮称)」に移行することになる。

**末松副大臣**：与謝野大臣のもとで税と社会保障の一体化について6月までに方向性もまとめること、そのためにも厚労省で4月までにまとめることとなっている。この動きに本WTの議論を合わせる必要がある。

倉田委員：子ども手当の法案が4月1日に間に合わないと、地方行政は大混乱する。そのようなことのないようお願いする。

## ◆待機児童ゼロ特命チームに向けた新たな交付金の内容を説明◆

### ～厚生労働部局長会議～

1月20日、21日には厚生労働部局長会議が開催されました。雇用均等・児童家庭局は21日に開催され、待機児童ゼロ特命チームのための新たな交付金（500億円、平成23年度予算案では200億円）の概要等について説明が行われました。

#### 雇用均等・児童家庭局（説明：高井局長）

##### ○子ども手当

- ・ 今回の法律案は単年度のものであり、次年度以降は検討予定である。
- ・ 平成23年6月より、児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者に支給することとなる（4、5月分は安心こども基金からの助成）。

##### ○現物サービスを拡充するための新たな交付金

- ・ 12/20の5大臣合意に応じて、地方が地域の実情に応じて独自に行う子育て支援事業や待機児童対策に使用できるよう、ソフト交付金を改組し、新たな交付金500億円を設ける（子ども手当関連として予算計上されている）。
- ・ 待機児童解消先取りプロジェクトに関する事業として100億円分が対象（下記事業）
  - ★複数の家庭的保育者が同一の場所で保育
  - ★最低基準を満たす認可外保育所への公費助成
- ・ その他従来のソフト交付金事業のうち、特定事業等が該当される
- ・ 補助率・実施主体等も示してあるが、補助金交付手続きの詳細については、現在検討中。既存の事業で継続できるものは、従来の補助体系のままで、自治体への負担がかからないよう検討したい。

<待機児童ゼロ特命チーム 23年度予算案> ※詳細は別紙参照  
計200億円を計上。

運営費支援（複数の保育ママによる共同実施、基準を満たす認可外保育施設への公費助成）  
⇒ 100億円（子ども手当に関連の新たな交付金：500億円より）  
整備費支援（補助率のかさ上げ土地借料支援）  
⇒ 100億円 安心こども基金より

平成23年4月1日施行を目指し、現在対象となる各事業の実施方法について内閣府を中心に検討中。追って詳細は連絡。

##### ○地域主権改革について

- ・ 保育所の最低基準の条例委任等が関係する地域主権改革推進整備法案は、衆議院で継続審議となっている。

##### ○子どもの安全確認・安全確保の徹底について

- ・ 児童相談所の体制強化  
⇒ 平成23年度の地方財政措置において児童福祉司の増員が予定。積極的な配置をすすめるとともに、研修の実施等をとおした専門性の向上をすすめてほしい。
- ・ 市町村の体制強化  
⇒ こんには赤ちゃん事業、養育支援保護事業などは全市町村における事業実施をはかっている。いきたい。

##### ○児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

- ・ 「児童虐待防止のための親権のあり方に関する専門委員会」について、1月19日にとりまとめの審議が行われた。1月中に報告書として取りまとめられる予定。

#### ○社会的養護体制の拡充について

- ・ 里親委託率は平成 22 年 3 月末現在 10.8%、子ども子育てビジョンでは平成 26 年に 16%を設定しているので、一層の推進をお願いしたい。
- ・ 里親委託のガイドライン検討を行っている。今年春までに取りまとめる予定。

#### ○母子家庭等自立支援対策について

- ・ とくに就業支援は重要課題。平成 23 年度予算案には父子家庭も対象としている。

#### ○仕事と家庭の両立支援対策

- ・ 一般事業主行動計画の策定義務について、平成 23 年 4 月から 101 人以上の規模に拡大する。ただし、12 月末現在の 101～300 人規模企業の届出率が 15.2%であり、更なる周知をお願いしたい。

#### 子ども・子育て新システムについて（説明：香取政策統括官）

- ・ 市町村の責務および「新システム事業計画」については、法律上明記をする。
- ・ 都道府県は、広域調整や、社会的養護や障害児など専門性を発揮する事業などを主体となって実施。
- ・ 指定の権限については、基本的に基礎自治体とする方向性だが、実務的に課題があるところも考えられるので、市長会、町村会等とともに、実際に動く形で調整する。
- ・ 保育の量や必要性の認定についても、市町村と相談しながら調整する。
- ・ 多様な主体の参入 → 施設整備の取り扱いや法人主体ごとの会計基準など、違いがある現状。そろえるところはそろえていきたい。
- ・ すべての幼保一体化は難しい。ニーズに合わせたサービス類型を設ける必要。
- ・ 社会的養護・障害児も、新システムに基本的に包含していく方向性だが、措置のかたちに残り、法体系上別の扱いになるだろう。主体も都道府県ということになる。
- ・ 当初、確実に子どものためにお金が使われていることが見えるよう、特別会計の設置が示されていたが、それ以外の選択肢もふくめて現実的に考えたい。
- ・ 今後、追加的な財源確保にむけ、社会保障と税の一体改革と足並みをそろえて進めていく。

## ◆死亡事例は 12 件◆

### ～保育施設における事故報告集計～

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課は、1 月 11 日に「保育施設における事故報告集計」を公表しました。この報告は平成 21 年 12 月～平成 22 年 12 月の間に報告のあった、保育施設における事故報告を取りまとめたものです。

報告では、事故報告件数は 50 件（認可保育所が 38 件、認可外保育施設 12 件）で、このうち死亡事例は 12 件（認可保育所 5 件、認可外保育施設 7 件）となっています。

施設数では、認可保育所が 23,086 か所、認可外保育所は 11,153 か所と、認可保育所は認可外保育施設の 2 倍以上あること、利用児童も認可保育所は認可外保育施設の 10 倍近いということを考えると、認可外保育施設の安全確保に大きな課題があることがわかる結果となっています。

※ 詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000101kr.html>



子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 幼保一体化ワーキングチーム(第6回)	資料1
平成23年1月24日	

# 幼保一体化について(案)

平成23年1月24日

第6回 幼保一体化ワーキングチーム資料

# 目次

## I 幼保一体化の目的

- (1) 質の高い幼児教育・保育の一体的提供
- (2) 保育の量的拡大
- (3) 家庭における養育支援の充実

## II 幼保一体化の具体的仕組みとその効果・進め方

### 1. 幼保一体化の具体的仕組み

- (1) 給付システムの一体化 ～子ども・子育て新システムの創設～
  - ① 地域における幼児教育・保育の計画的整備 ～市町村新システム事業計画の策定～
  - ② 多様な保育事業の量的拡大 ～指定制度の導入～
  - ③ 給付の一体化及び強化 ～幼保一体給付(仮称)の創設等～
- (2) 施設の一体化 ～こども園(仮称)の創設～

### 2. 幼保一体化の効果・進め方

- (1) 幼保一体化の効果
  - ① 質の高い幼児教育・保育の一体的な提供
  - ② 保育の量的拡大
  - ③ 家庭における養育支援の充実
- (2) 幼保一体化の進め方

## I 幼保一体化の目的

○ これまでの幼保一体化の取組については、

- ① 仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、幼稚園・保育所を問わず、希望する全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点、
- ② 仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点、
- ③ 家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、希望する全ての子ども及び子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点、

という3つの視点がある。(参考資料P1参照)

○ 以上を踏まえ、幼保一体化の目的は、次の3点とする。

(1) 質の高い幼児教育・保育の一体的提供  
世界に誇る幼児教育・保育を全ての子に

(2) 保育の量的拡大  
男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様な保育のニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

(3) 家庭における養育支援の充実  
支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設において支援を受けられるように

※P. 2～3は「幼保一体化の目的について(案)」(平成22年11月19日  
基本制度ワーキングチーム(第5回)資料1)より

## Ⅱ 幼保一体化の具体的な仕組みとその効果・進め方

### 1. 幼保一体化の具体的な仕組み

(1) 給付システムの一体化 ～子ども・子育て新システムの創設～

① 地域における幼児教育・保育の計画的整備 ～市町村新システム事業計画(仮称)の策定～ 参考資料P2、P16参照

- ・ 市町村は、地域における幼児教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。
- ・ 市町村は、当該計画に基づき、幼児教育の需要、保育の需要など、地域の実情等に応じた幼児教育・保育の提供体制を計画的に整備する。
- ・ 家庭における養育を支援する事業(地域子育て支援拠点事業等)についても、当該計画に基づき、計画的に推進する。

② 多様な保育事業の量的拡大 ～指定制度の導入～ 参考資料P3参照

- ・ 客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進し、量的拡大を図る。
- ・ 待機児童の解消を図る観点も踏まえ、具体的枠組みを検討。

※保育事業への参入については、質の担保のための客観的基準を満たすことが前提となるとともに、評価制度の導入等についても検討。

### ③ 給付の一体化及び強化 ～ 幼保一体給付(仮称)の創設等～

参考資料P4～11参照

#### (幼保一体給付(仮称)の創設)

- ・ 幼児教育・保育に係る給付を一体化した幼保一体給付(仮称)を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
  - ・ 幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- (公的幼児教育・保育契約(仮称))
- ・ 例外的でない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

- ・ 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どもものいずれについても、市町村の関与※の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的幼児教育・保育契約(仮称)とする。

※ 例えば、以下の関与が考えられる。a) 保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあつせんする。b) ひとり親家庭の子ども、虐待事例の子ども、障害のある子どもなど、優先的に利用を確保すべき子どもについて、受入可能な施設をあつせんする。c) 契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みを検討する 等

- ・ 公的幼児教育・保育契約(仮称)については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。ただし、入園希望者が定員を上回る場合に限り、選考基準の公開等を条件に、建学の精神に基づく入園児の選考を認める※。

※ 建学の精神に基づく選考とは、例えばクリスマスチャンの優先など。

- ・ 入園できなかった子どもについては、必要な幼児教育・保育が保障されるよう、市町村に調整等の責務を課す。

(給付の内容)

- ・ 給付については、質の確保・向上を図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもにも保障する(公定価格)。ただし、特色ある幼児教育など付加的な幼児教育・保育を行う施設については、その対価として上乗せ徴収を行うことを認める。なお、上乗せ徴収を行う場合、徴収額の上限は設定しないが、施設が説明責任を果たすこと※などを義務づける。

※ 例えば、上乗せの理由について、施設が情報開示すること等が考えられる。

(給付の一体化及び強化)

- ・ 給付を一体化した幼保一体給付(仮称)においては、例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を講ずる。
- ・ また、調理室等への補助制度を創設するとともに、配置基準の見直し等を行う。
- ・ このような給付の一体化及び強化により、こども園(仮称)への移行をはじめとして、各施設が幼児教育・保育機能を強化し、幼児教育・保育の質の確保及び待機児童の解消を図られるよう政策的に誘導するとともに、幼児教育・保育のさらなる質の向上を図る。

(2) 施設の一体化 ～こども園(仮称)の創設～

(参考資料P12～14参照)

- ① 幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供するこども園(仮称)を創設する。
- ② こども園(仮称)の創設により、次の内容を実現する。
  - ア 学校教育法及び児童福祉法上の位置づけの付与による幼児教育・保育の質の保障
    - ・ 現行の保育所における幼児教育に対し学校教育(一条学校)としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育に対し児童福祉としての位置づけを付与する。
    - ・ これにより、学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い幼児教育・保育を保障する。
  - イ 保育の量的拡大
    - ・ 幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。
  - ウ 家庭における養育の支援の強化
    - ・ 幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機能を強化する。
  - エ 二重行政の解消
    - ・ 現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁(地方公共団体)の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。
  - オ 幼児教育・保育内容の統一
    - ・ 幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した新たなこども指針(仮称)の策定により、幼児教育・保育の内容の統一を図る。



## 2. 幼保一体化の効果・進め方

### (1) 幼保一体化の効果

#### ① 質の高い幼児教育・保育の一体的提供

ア 地域における幼児教育・保育の計画的整備及びこども園(仮称)等により、質の確保された幼児教育・保育が一体的に提供される。

イ 配置基準の見直し等により、幼児教育・保育の質がさらに向上する。

#### ② 保育の量的拡大

ア 幼稚園からこども園(仮称)への移行により、保育の量的拡大が図られる。

イ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)により、保育の量的拡大が図られ、アと併せ、待機児童の解消につながる。

#### ③ 家庭における養育支援の充実

幼稚園・保育所からこども園(仮称)への移行及び市町村による家庭における養育を支援する事業(地域子育て支援拠点事業等)の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化される。

### (2) 幼保一体化の進め方 参考資料P15～16参照

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、給付の一体化及び強化等によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 都道府県については、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所※等を計画的に整備する。

※3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。

※具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。



子ども子育て新システム検討会議作業グループ 幼保一体化ワーキングチーム(第6回)	資料2
平成23年1月24日	

# 参考資料(案)

平成23年1月24日

第6回 幼保一体化ワーキングチーム資料

# これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16～17年度

## ○中央教育審議会

答申  
(平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実(幼小の連携・接続)

## ○中央教育審議会と

幼児教育部会と  
社会保障審議会  
児童部会の合同  
の検討会議  
(平成16年12月)

- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・親の就労事情等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本
- ・加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

平成18～20年度

## ○教育基本法の改正

(平成18年12月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであること
- ・新たに規定(保育所等における教育を含む)
- ・幼稚園から大学までの体系的・組織的教育の確保

## ○学校教育法の改正

(平成19年6月)

- ・子どもが最初に入学する学校として、幼稚園を最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

## ○幼稚園教育要領の改訂

(平成20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連携性、連携・支援
- ・(保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂)

## ○認定こども園制度の在り方に関する検討会

(平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の解消
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施

## ○認定こども園制度の創設

(平成18年10月)

- ・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

## ○社会保障審議会 少子化対策特別 部会の設置

(平成19年12月～)

## ○第1次報告

(平成21年2月)

- ・保育制度改革
- ・すべての子育て家庭に  
対する支援
- ・情報公表・評価の仕組み
- ・財源・費用負担

## ○これまでの議論の整理

(平成21年12月)

- ・育児休業～保育～放課後対策への切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者(子ども)中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応
- ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

平成21年度

## ○子ども・子育てビジョン (平成22年1月)

- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することにより、サービスを拡充することともに、すべての子どもがここに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。

## ○子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

(平成22年6月)

- ・幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。
- ・こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象。
- ・幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、新たな指針(こども指針(仮称))を創設。
- ・資格の共通化を始めとした機能の一体化を推進。
- ・多様な事業主体の参入。

幼児教育の振興

次世代育成支援改革

## 市町村新システム事業計画(仮称)の策定(イメージ図)

### i) 目的

- ・ 全国どの地域においても、地域の実情に応じて、計画的に、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援等を漏れなく提供する。

### ii) 具体的な内容

- ・ 市町村は、幼児教育・保育に関する地域の需要やその提供体制など、子ども・子育て支援に関するニーズ等を調査・把握する。
- ・ 市町村は、ニーズ調査等に基づき、幼児教育・保育に関する目標等を含む市町村における子ども・子育て支援に関する5年程度の計画(市町村新システム事業計画(仮称))を策定する。
- ・ 市町村は、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、幼児教育・保育を含む市町村における子ども・子育て支援の提供体制を計画的に整備する。

#### 市町村新システム事業計画(仮称)のイメージ

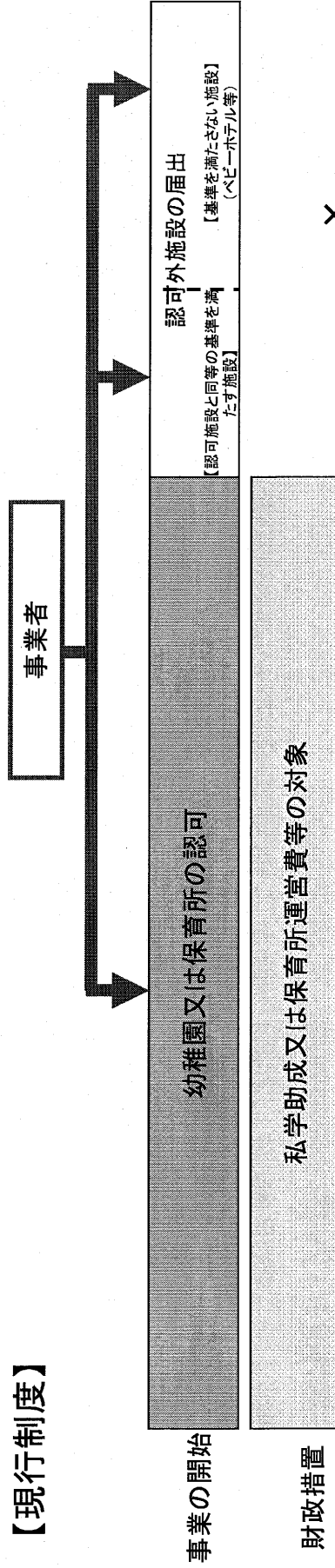
- 目標値の設定
  - 日常生活圏域の設定
  - 需要の見込み
    - ・ 幼児教育の需要
    - ・ 保育の需要
    - ・ 地域子育て支援の需要 等
  - 見込量の確保のための方策
    - ・ こども園(仮称)
    - ・ 多様な保育サービス
    - ・ 地域の子育て支援事業 等
- ※5年ごとに計画を策定

## 指定制度の導入

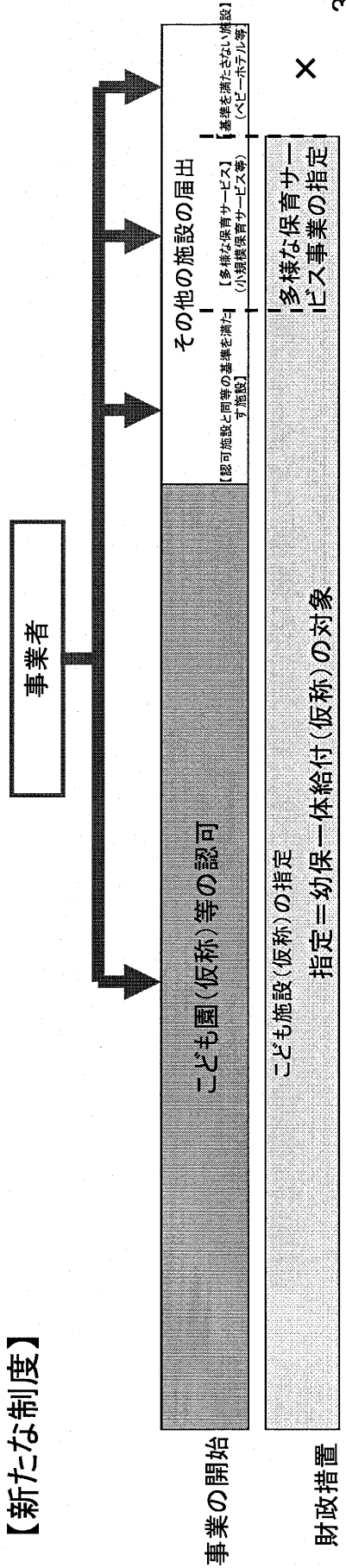
- 新システムにおいて、指定制を導入し、客観的基準を満たした施設については、認可の有無に関わらず、同じ財政措置（幼保一体給付（仮称））の対象とする。
- また、小規模保育サービス等多様な保育サービスについても、幼保一体給付（仮称）の対象とする。
- なお、学校法人や社会福祉法人が設置・運営する認可施設については、法人に対する経営の関与及び撤退の制限を通じて、地域における幼児教育・保育の安定的な提供が担保されていること等に着目して、税制上の優遇措置を講ずる。

※上記のほか、現在、幼稚園及び保育所に講じられている事業に着目した税制上の優遇措置については、こども園（仮称）についても講ずる。

### 【現行制度】



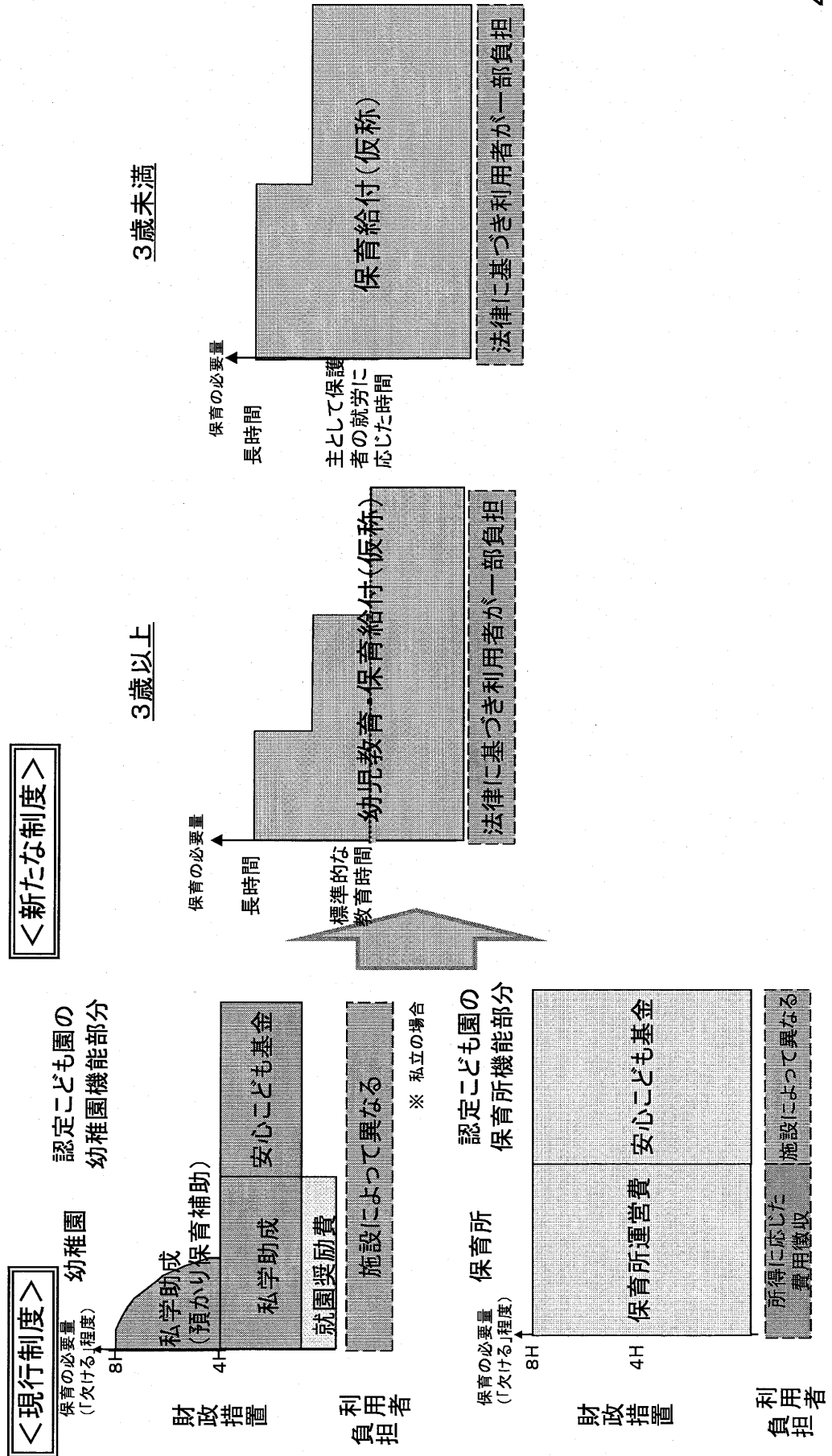
### 【新たな制度】



# 幼保一体給付(仮称)の創設

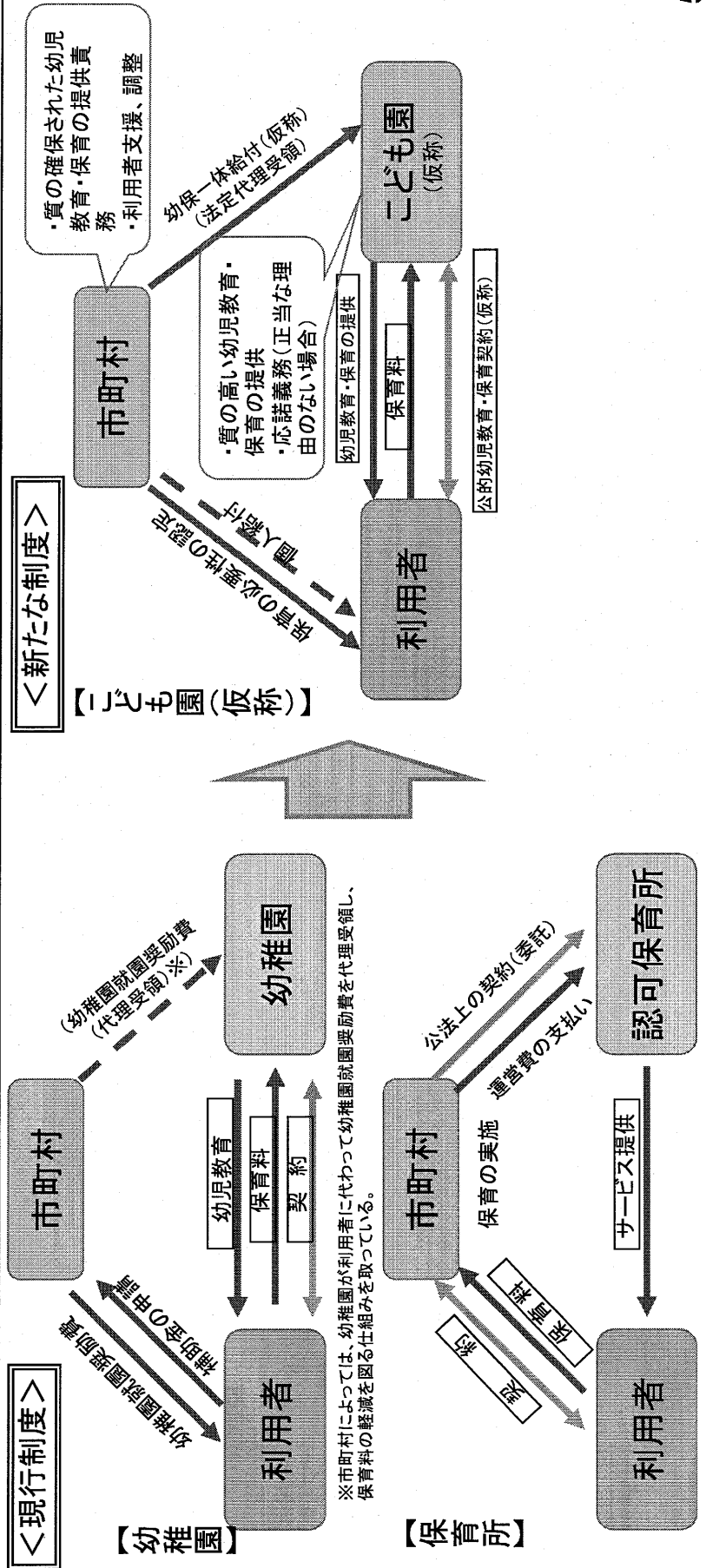
○ 幼保一体給付(仮称)については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する幼児教育・保育給付(仮称)
- b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付(仮称)



# 新たな制度における契約方式

- 幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
  - 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
  - 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どもをいわずれについても、市町村の関与※の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的幼児教育・保育契約(仮称)とする。
- ※ 例えば、以下の関与が考えられる。a) 保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあつてせん。b) ひとり親家庭の子ども、虐待事例の子ども、障害のある子どもなど、優先的に利用を確保すべき子どもについて、受入可能な施設をあつせん。c) 契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みを検討する 等
- 公的幼児教育・保育契約(仮称)については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に承諾義務を課す。ただし、入園希望者が定員を上回る場合に限り、選考基準の公開等を条件に、建学の精神に基づく入園児の選考を認める。
  - ※ 建学の精神に基づく選考とは、例えばクリスマスチャンの優先など。
  - 入園できなかつた子どもについては、必要な幼児教育・保育が保障されるよう、市町村に調整等の責務を課す。





# 新たな制度における価格設定のイメージ

## ＜現行制度＞

## ＜新たな制度＞

幼稚園(A)  
(支出)

課外活動にかか る経費等			
<b>事業費</b> ・冷暖房費、教材費、 食材費			
	<b>人件費</b>	<b>管理費</b> ・光熱費	<b>施設整備費等</b> ・通常の施設 ・大型遊具等

幼稚園(B)  
(支出)

課外活動にかか る経費等			
<b>事業費</b> ・冷暖房費、教材費、 食材費			
	<b>人件費</b>	<b>管理費</b> ・光熱費	<b>施設整備費等</b> ・通常の施設 ・大型遊具等

保育所  
(支出)

課外活動にかか る経費等			
<b>事業費</b> ・冷暖房費、教材費、 食材費			
	<b>人件費</b>	<b>管理費</b> ・光熱費	<b>施設整備費等</b> ・通常の施設 ・大型遊具等

X施設  
(収入)

上乗せ徴収※ (入学金+保育料等)			
<b>実費徴収</b> (低所得者に対する補足的な 給付を行う)			
	<b>幼児教育・ 保育給付 (仮称)</b>	<b>※法律に基づき 利用者が一部負担 (低所得者には一定の配慮)</b>	<b>施設の 減価償却費</b>

Y施設  
(収入)

	<b>実費徴収</b> (低所得者に対する補足的な 給付を行う)		
	<b>幼児教育・ 保育給付 (仮称)</b>	<b>※法律に基づき 利用者が一部負担 (低所得者には一定の配慮)</b>	<b>施設の 減価償却費</b>

※施設が説明責任を果たすこと等を義務付ける。  
(上乗せの理由について情報開示すること等)  
※上限設定はしない。

## 幼児教育・保育の更なる質の向上①

### ① 職員体制の強化

#### ア 職員配置基準（学級編制基準）の引き上げ

こども園（仮称）における幼児教育機能及び保育機能の充実等を図るため、職員配置基準（学級編制基準）の引き上げを検討。

（参考1） こども園（長時間利用 [現行の保育所利用に相当]）

○ 指定都市・中核市における職員配置の上乗せ措置の状況は、以下のとおり。

職員配置基準	1・2歳児	6:1	→	4:1	又は	5:1	(ケース1)	(ケース2)
	3歳児	20:1	→	15:1	又は	20:1		
	4・5歳児	30:1	→	20:1	又は	25:1		

（参考2） こども園（短時間利用 [現行の幼稚園利用に相当]）

○ 小学校1年生における学級編制基準の見直し（40人→35人 [H23年度から]）やこども園（長時間利用）の4・5歳児の上乗せの状況から、以下のケースが考えられる。

1学級当たり 35人 → 25人（ケース1）又は30人（ケース2）

## 幼児教育・保育の更なる質の向上②

(参考3) こども園（長時間利用〔現行の保育所利用に相当〕

- 保育所では、児童・家族に直接関わらない業務（勤務表等の作成、施設維持管理や安全点検等）についても相当程度、直接処遇職員である保育士が担っており、研修の機会等が限られている現状。
- 介護保険のデイサービスでは、事務職員の費用が報酬上含まれているが、保育所の運営費には、事務職員の費用は含まれていない。
- 以上を踏まえると、以下のケースが考えられる。

（ケース1） 事務職員を新たに配置

（ケース2） 主任保育士の代替職員（保育士）を配置

※ 負担軽減により、日々の児童記録の作成、園内研修、園外研修等の時間に充てることが可能

### イ 看護師の配置

こども園（仮称）における体調不良児への対応、園児の健康管理、施設の衛生管理の充実を図るため、看護師の配置を検討。

※ こども園（仮称）における体調不良児対応を図るため「子ども・子育てビジョン」では、全施設で体調不良児対応に取り組むことが平成26年度までの数値目標として掲げられている。

## 幼児教育・保育の更なる質の向上③

### ③ 職員の処遇改善

他の産業に比べて低い賃金を改善し、一定の資質を確保した職員の定着を図ることを検討。

(参考) 職員の平均給与月額

	25～29歳	30～34歳
保育士	約26万円	約27万円
幼稚園教諭	約27万円	約29万円
全産業平均	約33万円	約39万円

(参照) 平成21年賃金構造基本調査結果

- ※ 平均給与月額は、賞与その他特別給与額を含んだ年間給与額を基に算出。
- ※ 職種別・年齢区分別データにおいて幼稚園教諭は女性のみのデータであることから、上記対象職種においても女性の数値を使用している。

## 幼児教育・保育の更なる質の向上④

### ④ 減価償却費の導入

イコールフッティングの観点から、減価償却費相当額を給付費に含めて支給する方式に改めることを検討。

(参考)

次世代育成支援のための実態調査（※）によると、

・ 1施設あたりの減価償却費は、408万円／年

（過去3か年平均。施設整備費以外の費用も含む。）

保育所1カ所あたり平均定員90人をもとに児童一人当たりの費用を試算すると、  
約3800円／月

※次世代育成支援のための実態調査（H21年度：凸版印刷）

※ 緊急的に基盤整備（幼稚園がこども園（仮称）となる場合の調理室の設置等）が必要となる場合等について、施設整備費としての補助を行うことを検討。

## 幼児教育・保育の更なる質の向上⑤

### ⑤ 給付率の改善

○ 現行の給付率は、保育所が6割、幼稚園が5割となっており、他の社会保障制度に比べて給付率が低く設定されている。

⇒ 給付率の改善が検討課題。

○ 第7回基本制度ワーキングチーム（12月15日）の資料3「費用推計」（量的拡充）に基づき、給付率の改善を行った場合の追加費用を機械的に試算。

（1）こども園（仮称）（長時間利用〔現行の保育所利用に相当〕）

○ 現行の給付率（6割）から1割引き上げた場合 + 約2400億円  
（25, 29年度）

（参考）	25年度	29年度
給付額 （量的拡充）	12,900億円	15,100億円

（2）こども園（仮称）（短時間利用〔現行の幼稚園利用に相当〕）

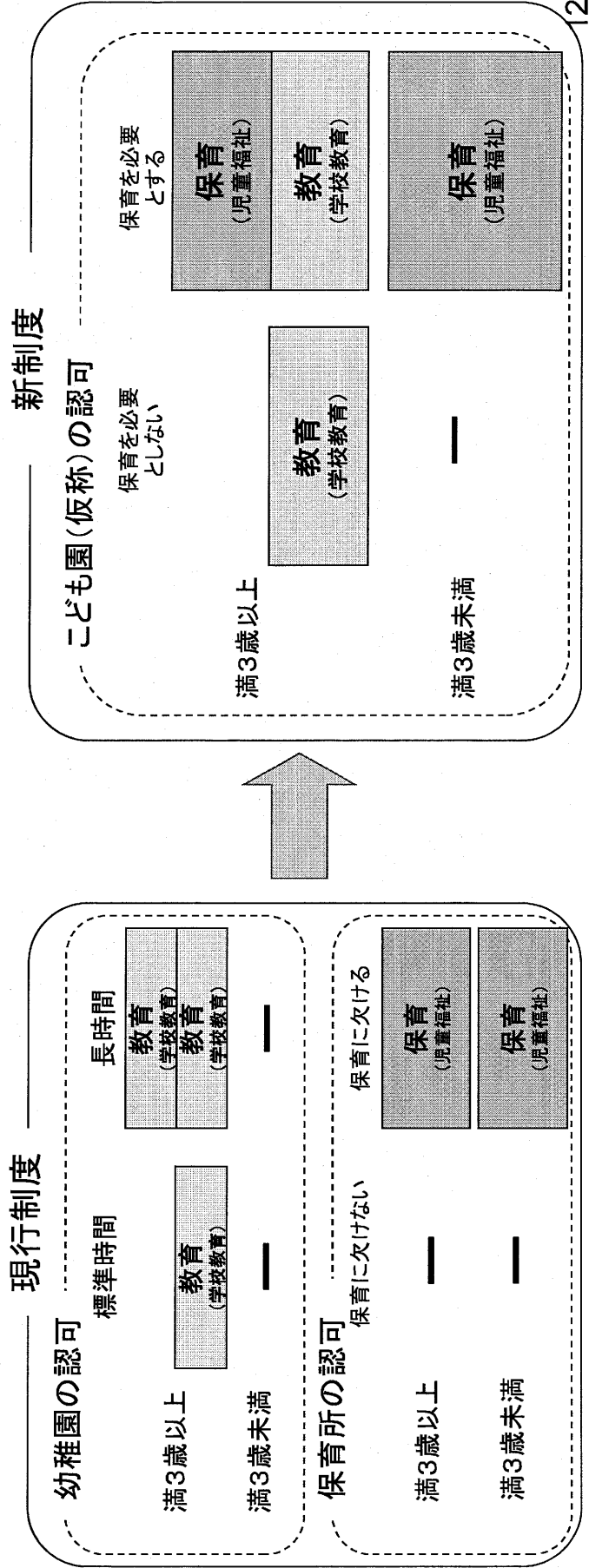
○ 現行の給付率（5割）から1割引き上げた場合 + 700億円  
（25, 29年度）

（参考）	25年度	29年度
給付額	3,500億円	3,300億円

## こども園(仮称)の創設

- 新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とし、満3歳以上の子どもの受入れを義務付けることとする。
  - ア 満3歳以上児については、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
  - また、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。
  - イ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を保障。
- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、こども園(仮称)への移行を促進する。

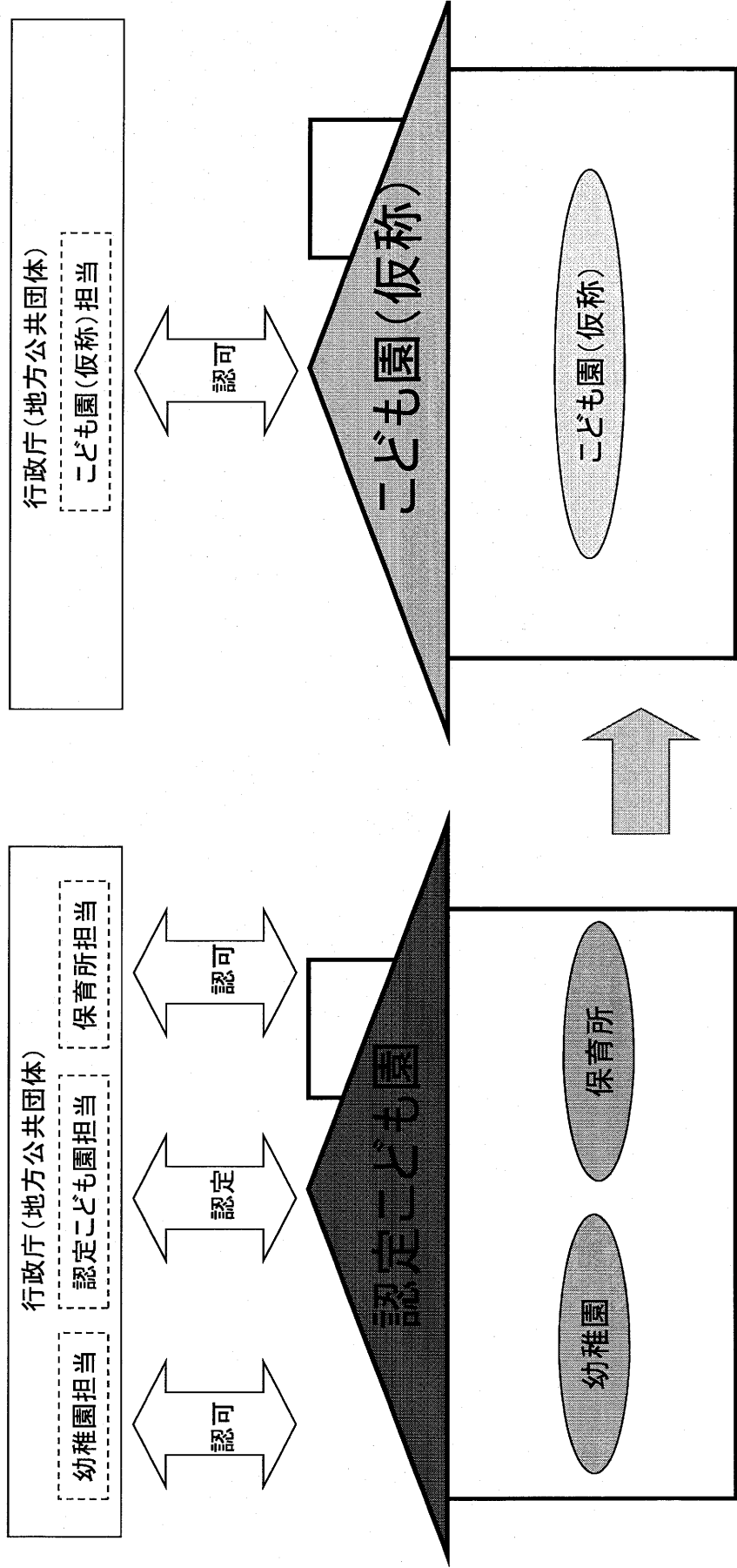
※例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設することなど。



## こども園(仮称)の創設

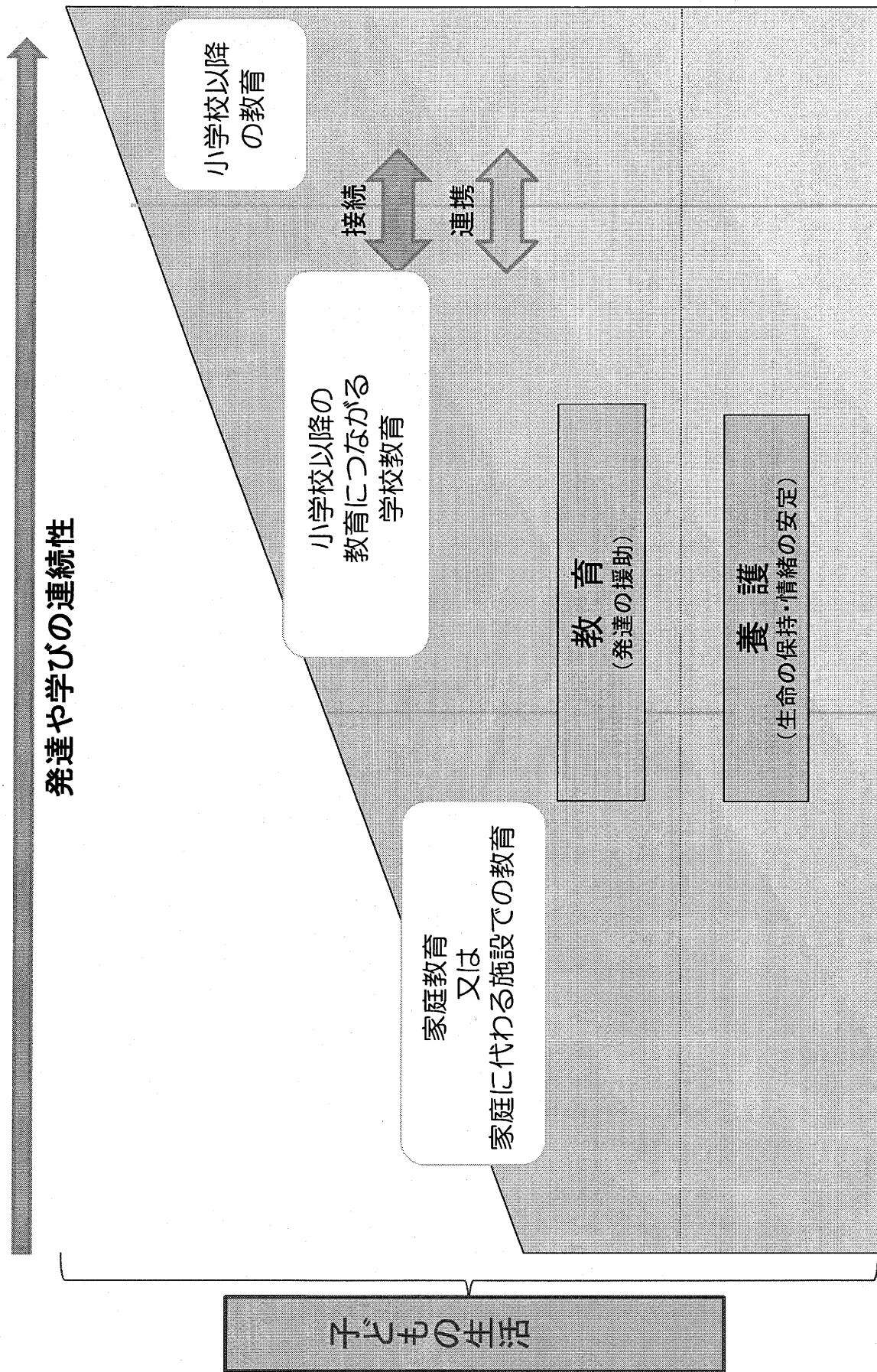
～二重行政の解消～

- 現行の幼保連携型認定こども園を運営するためには、幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁の認可・認定が必要となっている。
- こども園制度(仮称)においては、こども園(仮称)の認可に一本化される。





# こども指針(仮称)上の取扱い案(イメージ図)



0歳

3歳

6歳

14

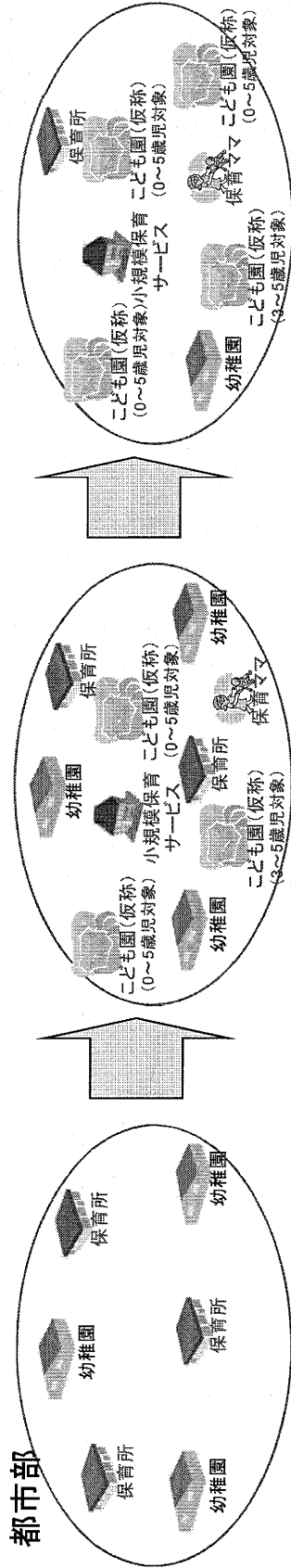
# 幼保一体化の進め方(イメージ)①

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所※等を計画的に整備する。

※3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。

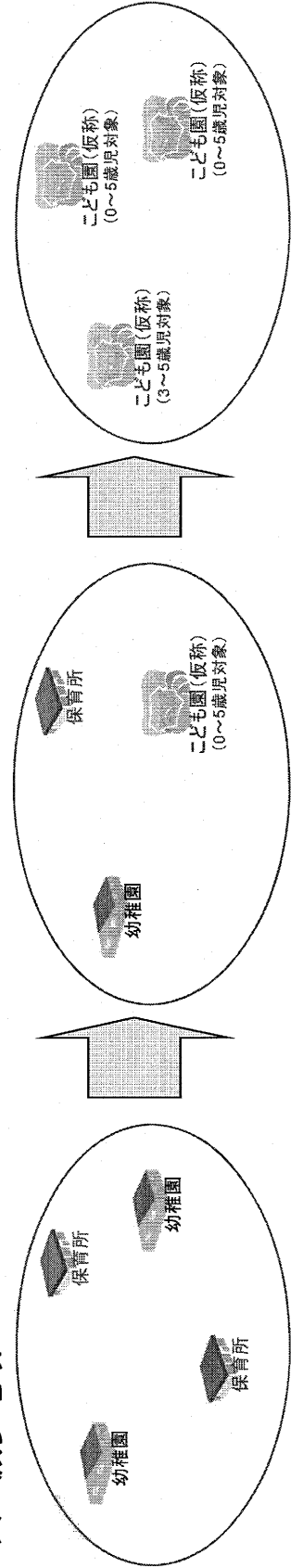
(例)

## ○ 都市部



- ・ 幼児教育や保育のニーズの増大に応じ、こども園(仮称)を始め地域の実情等に応じた幼児教育・保育の提供体制の整備を行う。

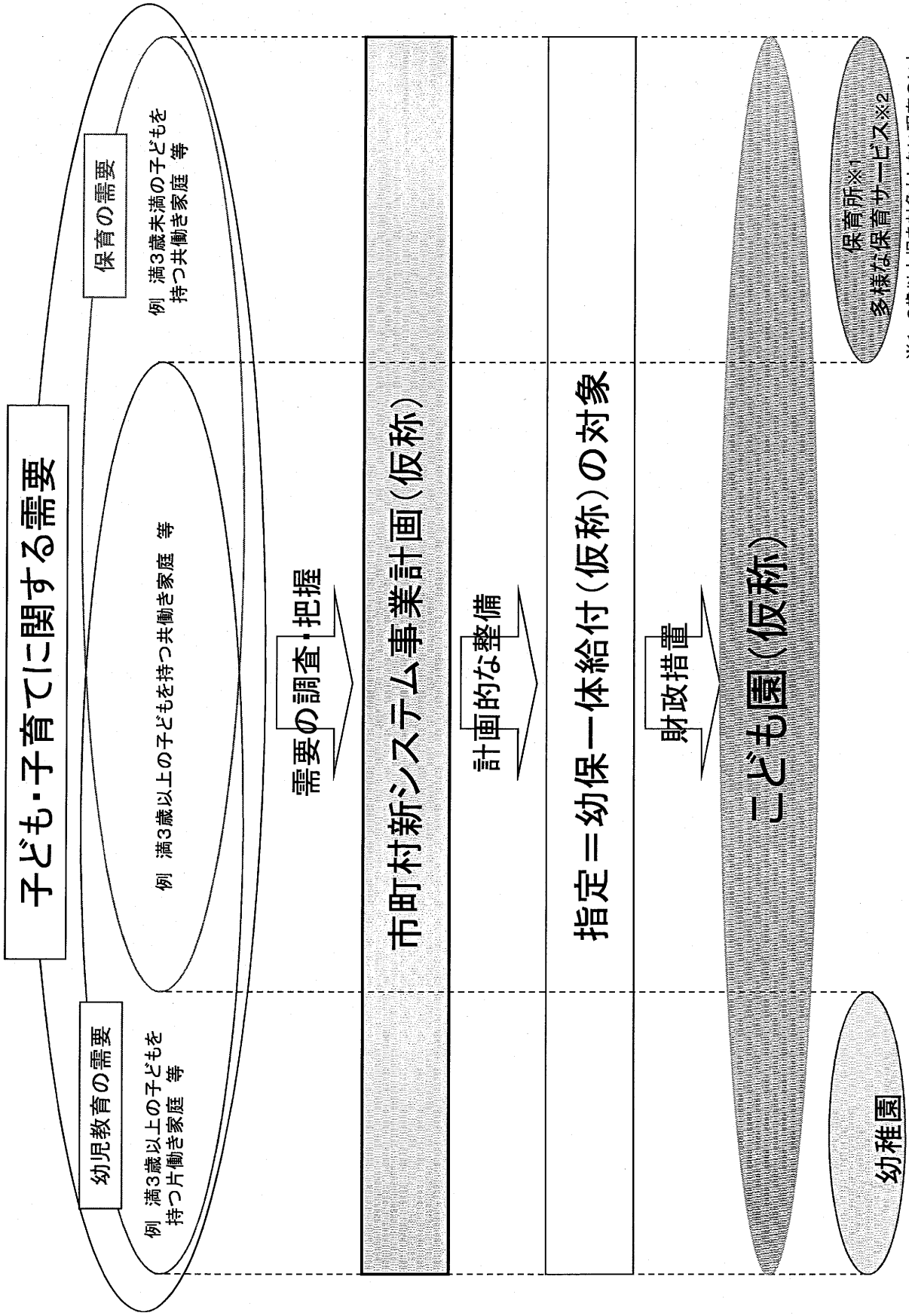
## ○ 人口減少地域



- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

# 幼保一体化の進め方(イメージ)②



※1 3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。  
 ※2 例えば、保育ママ等

# 幼保一体化について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

## 1. 議論の進め方について

- (1) すべての子どもを対象に、幼児教育と保育を一体的に提供するためには、社会全体で子どもの育ち・子育てを支えるという基本理念に立ち返り、考える必要がある。
- (2) しかしながら今般の幼保一体化に関する提案は、保護者や保育所、さらには国民全体に混乱を与えるものであり、とうてい理解がえられない提案内容と受けとめている。
- (3) さらにWTの進め方についてだが、本会のように2万を越える認可保育所を会員とする団体にあつては、当日資料が配布され、そのWTで出た意見をもって整理をされる方法では、議論を持ち帰って検討することもできず、団体として意見を言うことができない。このような議論の進め方で意見を言ったとされてしまうことは大変遺憾であり、きちんとした議論の進め方をさせていただきようお願いします。

## 2. 幼保一体化の目的について

- (1) 保育の量的拡大をはかることは必要だが、その際に「質が確保される」ことが重要である。その点を明確に記載すべきである。
- (2) また、目的の3つ目にある「支援を必要とするすべての親子がすべての地域であらゆる施設において支援を受けられるように」については、施設だけでなく子育て支援サービスも必要であることから、「あらゆる施設・サービスにおいて」とすべきである。

## 3. 幼保一体化の具体的仕組みについて

- (1) 「市町村の関与」については、市町村の責務として示されている事項が確保されるように、具体的な内容を検討する必要がある。
- (2) 保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する仕組みであっても、市町村の責務として利用支援の仕組みを構築することは必要不可欠である。市町村に「子育て支援コーディネーター(仮称)」を配置することなど、具体的な内容を示すべきである。
- (3) 応諾義務の「正当な理由」は、限定的に定めるべきである。  
特に、障害のある子どもの利用にあたり、「受け入れ体制や環境がないこと」等を「正当な理由」として認めることは、結果として事業者が障害児の利用を排除するために意図的に整備しないことにつながる懸念があり、正当な理由とするべきでない。  
むしろ、障害のある子どもや被虐待児、一人親家庭の子ども等、配慮が必要な子どもや家庭が排除されないよう、市町村新システム事業計画(仮称)において、受け入れ施設の設置や受け入れ枠の設定などを計画的に行うことを明示すべきである。その際に、そのような子どもを受け入れる施設に対する財政的インセンティブを組み込むなどの仕組みを構築すべきである。
- (4) 建学の精神に基づき、事業者が入園児の選考をすることは、児童福祉の観点から認めるべきではない。ただし、このことは情報開示にもとづき、施設の幼児教育・保育の方法や精神等を公表し、そのうえで利用者が選択することを妨げるものではない。
- (5) 定員を超える場合には、まず、必要度の高い子どもの利用が確保されるべきである。また、定員を超える場合の選考は建学の精神ではなく、公開された客観的な基準に基づき行われるべきである。

## 4. 幼保一体給付(仮称)について

- (1) 付加的な幼児教育・保育を認める内容は限定的なものとするべきである。
- (2) 上乗せ徴収については、経済的な理由により、当該「こども園(仮称)」を選択できないことが生じないように、徴収額に上限を設けるべきである。
- (3) 入園料は、入園のための権利金としての性格が強いものであり、実質的に家庭の経済状況を強く反映する利用障壁となるため、認めるべきではない。
- (4) 公定価格は、入園金や上乗せ徴収を行わなくとも、こども園(仮称)が幼児教育・保育の提供を行うことができる水準で設定されるべきである。

## 5. 「こども園(仮称)」の質の向上について

- (1) 子ども・子育て新システムの施行にあわせて、事業者が自ら質の向上に取り組むようなインセンティブを与える仕組みを組み込むことが必要である。
- (2) 質の向上に向けては、12月28日の基本制度WTで提示された検討課題だけでなく、グループ規模の小

規模化や保育士の研修時間・教材準備時間の確保、開所時間中の保育士配置等、さらに踏み込んで検討するべきである(具体的には下記参照)。

- (3) 減価償却費相当額を給付費に含めて支給することは、真のイコールフットングの視点から慎重に検討するべきである。また緊急的に基盤整備するためには施設整備費として補助を行うことが必要であるが、その緊急整備は幼稚園が「こども園(仮称)」となる場合の調理室の設置だけでなく、当面の間、「こども園(仮称)」の新設や老朽改築等のための施設整備費も確保するべきである。

## 6. 幼保一体化の進め方について

- (1) 今回の幼保一体化の目的を踏まえると、「満3歳未満児の受入れを義務づけない」とすることは国が重要課題としている待機児童解消にもつながらず、問題である。今回の新システムの構築は「すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供」することを目的に行い、「親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する」のであるから、3歳未満児であってもその地位を保障し、利用できるようにすべきである。

### <参考 質の向上に向け、求められる「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の課題>

質を向上するため、「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準は、児童福祉施設最低基準に定める保育所の最低基準および幼稚園設置基準のそれぞれの基準以上のものとする。

#### 1. 職員配置基準や従事する職員について

- (1) 職員配置基準の改善を図ること。
- (2) 「こども園(仮称)」の開所時間中は、基準以上の配置をすることができるような運営体制を図ること。
- (3) グループ規模については、子どもの育ちを真に保障するために、児童福祉施設最低基準に規定すべき。その際には、各国の状況を参考に、養育のための集団の小規模化を図ること。
- (4) 障害のある子どもや要支援の子ども等の保育を行うことのできる、専門性の高い保育士を継続的に雇用することのできるような体制とすること。
- (5) 保育士等が安定・安心して雇用を継続することができるよう、保育士等の処遇を改善すること。
- (6) 保育の質の向上のため、研修権を保障し、保育士等が研修を受けることのできる運営体制をはかること(提案にあったような主任保育士の代替職員の配置だけでは不十分である)
- (7) 保育士のキャリアアップ・キャリアパスの仕組みを構築し、必要な措置を講じること。
- (8) 保育士の勤務時間については、例えば幼稚園教諭と同様、6時間の保育時間と2時間の研修および教材準備時間が確保されるようにすること。
- (9) 短時間・非常勤保育士の配置には一定の制限を図ること。
- (10) 施設長の資格を位置づけること。
- (11) 主任保育士の配置を明確にすること。
- (12) 看護師の配置を義務づけること。
- (13) 栄養士の配置をすること。
- (14) ソーシャルワーカーの配置を検討すること。

#### 2. (保育環境)施設設備、面積基準

- (1) 子どもの動作空間、単位空間を保障する面積基準にもとづき、国の最低基準を示すこと。(※全社協「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」報告書  
<http://www.shakyo.or.jp/research/09kinoukenkyu.html> 参照)
- (2) 給食を自園で提供するための調理設備を設置すること。

# 現物サービスを拡充するための新たな交付金について

## 1. 趣旨・目的

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)を改組し、地方が地方独自の子育て支援サービス(現物サービス)や待機児童対策(最低基準を満たす認可外保育施設への支援等)を新たに実施するために使える新たな交付金を設ける(500億円)。  
※ 上記の交付金で「待機児童解消プロジェクト」にも対応(100億円程度)。

## 2. 対象事業

### ■待機児童解消のための事業

- ① 家庭的保育事業
  - ・ 複数の家庭的保育者(保育ママ)が同一の場所で保育を実施する事業。
- ② 認可外保育施設への運営支援事業
  - ・ 最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成

### ■地方独自の子育て支援サービス(現物サービス)の新規・拡充分

地方公共団体が独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業又は既存事業に「上乗せ・拡充」をする場合の当該「上乗せ・拡充」部分を対象。

※ 既存の地方単独事業への財源充当(振替え)は対象外。

※ 金銭給付は対象外。利用者負担軽減は対象。

※ 国の他の負担金・補助金・交付金等の対象経費は対象外。  
地方負担分への充当も対象外。

### ■従来の次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)のうち、次の事業

#### ① 特定事業

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業

#### ② その他の事業

へき地保育所費、家庭支援推進保育事業、次世代育成支援人材養成事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て支援ネットワーク事業、子どもの事故予防強化事業

※ 従来の児童人口配分額による事業については、地方独自の子育て支援サービス(現物サービス)の新規・拡充分に組替え。

### ■従来の児童育成事業のうち、次の事業

- ① 地域組織活動育成事業(母親クラブなど地域組織活動の支援)
- ② 地域子育て環境づくり支援事業(児童委員への研修の実施)
- ③ 民間児童館厚生施設等活動推進事業(併設する児童福祉施設の機能を活用した児童館における取組の支援等)

### 3. 補助率・実施主体等

対象事業	国庫負担割合（補助率）	実施主体：負担割合	補助方式
待機児童解消のための事業	<p>&lt;複数の家庭的保育者による家庭的保育事業&gt; &lt;既存の認可外保育施設の運営支援を行う事業&gt; 1/3 〔 都道府県から市町村への2/3補助に 対する1/2を国が都道府県に補助 〕</p>	<p>市町村：1/3（都道府県負担1/3） （指定都市・中核市：2/3 （都道府県負担0））</p>	間接補助
	<p>&lt;新規で認可外保育施設の運営支援を行う事業&gt; 1/2 〔 都道府県から市町村への3/4補助に 対する2/3を国が都道府県に補助 〕</p>		
地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）の新規・拡充分	<p>定額（1/2相当） （児童人口配分と定額の併用）</p>	<p>市町村：定額（1/2相当）負担</p>	直接補助
従来ソフト交付金関係事業	<p>定額（1/2相当）</p>	<p>市町村：定額（1/2相当）負担</p>	直接補助
従来の子童育成事業関係事業	<p>1/3 〔 都道府県から市町村への2/3補助に 対する1/2を国が都道府県に補助 〕</p>	<p>市町村：1/3（都道府県負担1/3） （指定都市・中核市：2/3 （都道府県負担0））</p>	間接補助
	<p>1/3</p>		

※ その他、交付金交付手続の詳細等については検討中。

【参考】 地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、上記の新たな交付金500億円（国1/2等、事業費約1,000億円）とは別に、子どもに対する現物給付（1,000億円）を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆会員保育所向けの資料作成を決定◆

～全保協第9回常任協議員会～

2月4日に全保協は、緊急に常任協議員会を開催しました。協議は、1月24日の幼保一体化WT第6回会合で示された「幼保一体化について(案)」などを含め、子ども・子育て新システムに対して、全保協として今後、どのような姿勢・方向で取り組んでいくかを主な内容としたものです。

協議の結果、下記の対応方針を決定するとともに、会員保育所向けに説明資料を作成することとしました。資料は今月中旬を目途に会員保育所に直接配付させていただく予定です。なお、内容について質問がある場合には、各ブロックの常任協議員の方にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

### 《全保協の今後の対応方針について》

- ◆ 子どもの最善の利益を保障するためにも、議論の場から離れることはすべきではない。また認可保育所にとってもよりよい制度になるよう、引き続きWTに参画し、意見を訴え続ける。
- ◆ 結果として、全保協としてゆずれない事項が侵されるような状況になった場合には、しかるべく行動を起こすこととする。

## ◆児童福祉の役割、応諾義務などについて訴える◆

～民主党 保育を考える議員連盟で発言～

民主党の保育を考える議員連盟（会長：三井辨雄衆議院議員、事務局長：大河原雅子参議院議員）による新システムに関する関係団体へのヒアリングが2月4日に開催され、全保協は菊池繁信副会長、日保協は高橋英治保育問題検討委員会委員長、全私保連は黒川恭真会長、菅原良次常務理事が発言しました。

全保協は、「基本制度案要綱」に示されている「すべての子どもへの良質な成育環境の保障し、子どもを大切にする社会」を実現するという基本に戻り検討すべきということを示したうえで、以下の7項目を主張しました。（詳細は、添付資料を参照ください。）



## 新システムの検討に関する全国保育協議会の意見

1. 児童福祉としての役割を維持するべき
2. 利用の障壁となる内容は認めるべきではない
3. 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき
4. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき
5. 市町村の関与を法で明確に定めるべき
6. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならぬ

なお、日保協、全私保連からも、大幅な財源投入による質の改善、応諾義務の必要性、上乗せ徴収の制限、十分な時間をかけた検討の必要性等、全保協と同様の内容を含んだ意見が出されました。参加議員からは、上乗せ徴収の制限を中心に質問が出され意見交換が行われました。

## ◆最低基準などの地方自治体への委譲は“対応不可”◆

### ～構造改革特区への共同提案に厚生労働省が回答～

全保協ニュースNo.10-21（平成22年11月22日）でお伝えした全国知事会による「構造改革特区への共同提案」に関して、平成23年2月1日付けで各省庁からの回答書が示されました。全国知事会の「構造改革特区への共同提案」であげられていた①保育所最低基準を「参酌すべき基準」とし、その基準を定める権限、保育所の設置認可、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲、②家庭的保育事業における面積基準・保育者の配置基準を「参酌すべき基準」とし、それら基準の設定権限、指導監督権限の市町村への移譲、③私立保育所における給食の外部搬入（満3歳未満児の）については、いずれも「構造改革特区で対応不可」とする回答が示されました。今後、全国知事会等からどのような反応が示されるのか等、推進本部としての対応に注視する必要があります。

なお、「保育所の児童一人当たり面積 3.3 m<sup>2</sup>に合理的根拠がない」という全国知事会からの意見に対しては、厚生労働省から『機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業』（平成21年3月全国社会福祉協議会）において、2歳未満児の保育のために必要な部屋の面積については、『食寝分離』や『単位空間』の考え方に基づき科学的・実証的に検討した結果、4.11 m<sup>2</sup>/人という面積が算出され、現行の最低基準を下回することは問題であるとの報告がなされている」として、全国一律の最低基準を維持することが望ましいと回答しています。

※詳細は、首相官邸HPにある構造改革特区推進本部のHPをご参照ください。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kentou/110118/kourou\\_k.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kentou/110118/kourou_k.pdf)

# **新システムの検討に関する全国保育協議会の意見**

## **～ 民主党保育を考える議員連盟ヒアリング ～**

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（以下「基本制度案要綱」）に示されている「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に社会」を実現するという基本に戻り検討するべきです。

### **1. 児童福祉としての役割を維持するべき**

新システムと「こども園（仮称）」は、子どもの最善の利益の確保や子どものセーフティネットなど「児童福祉」の機能を守るものではなくてはなりません。これまで保育所が果たしてきた機能・役割を確実に継承するべきです。

### **2. 利用の障壁となる内容は認めるべきではない**

経済的な理由や障害があることなどによって利用が妨げられることのないよう、「応諾義務」を明確にするとともに、利用の制限につながる「上乗せ徴収」は認めるべきではありません。

### **3. 就学前の時期は 3 歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき**

就学前の時期（乳幼児期）は、「子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期」（保育所保育指針）です。発達の連続性や個人差を配慮した関わりを確保するために、満 3 歳で分ける制度とすべきではありません。

### **4. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき**

新システムの導入は、恒久的・安定的で十分な量の財源確保が不可欠です。新たな制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべきです。

### **5. 市町村の関与を法で明確に定めるべき**

日本のどこに生まれ育っても等しく子どもの育ちが保障されるように、基本制度案要綱に記載された市町村の責務を具体的に、かつ明確に法で定めるべきです。

### **6. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない**

12 月 28 日の基本制度ワーキングチームで提示された内容に加え、グループの小規模化、保育士の研修権・教材準備時間、開所時間中の保育士配置の確保等、質の充実が実現されなければなりません。

# 新システムの検討に関する全国保育協議会の意見

## ～ 民主党保育を考える議員連盟ヒアリング ～

### 説明資料

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(以下「基本制度案要綱」)には、「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会」を実現すると記載されている。全保協は、当初から基本制度案要綱に示されている内容をもとに、0 歳から 18 歳までのすべての子どもの育ちを社会全体で支えるという視点で、これまでワーキングチームの議論に参加し、意見を述べてきている。

しかし、最近の WT の検討内容は、「幼保一体化」や「満3歳以上の子どもへの幼児教育の保障」が目的であるかのような議論が行われている。特に、1 月 24 日の幼保一体化 WT で示された「幼保一体化について(案)」は、基本制度案要綱で書かれていた基本理念から乖離したもので、幼保一体化すらなくなり、3元化してしまっている。

このように基本理念からずれた内容が提案されている状況では、基本制度案要綱で検討の前提とされている財源確保や市町村の関与などについても本当に確保されるのか不安である。

今一度、「すべての子どもを社会全体で育てる」という基本理念に立ち返り、0 歳から 18 歳までの子どもの育ち、社会的養護が必要な子どもの育ち、障害のある子どもの育ちなどを含めて、子どもを社会全体で育てるシステムをどのように構築するのかについて検討しなおすべきである。

#### 1. 児童福祉としての役割を維持するべき

- (1) 「こども園(仮称)」を児童福祉法上の児童福祉であると位置づけることが前提となっているのであるから、これまで保育所が果たしてきた機能を継承し、児童福祉としての役割が維持されるようにするべきである。
- (2) 「こども園(仮称)」を、子どもの生命を守るセーフティネットとして位置づけ、ナショナルミニマムを設定して保障するべきである。

#### 2. 利用の障壁となる内容は認めるべきではない

- (1) 被虐待児童や障害がある子どももふくめ、すべての子どもが利用できるように応諾義務は必須とすべきである。
  - ① 応諾義務の適用外とする「正当な理由」は、限定的にすべきである。  
障害のある子どもの利用にあたり、「受け入れ体制や環境がないこと」を「正当な理由」として認めることは、結果として事業者が障害児の利用を排除するために意図的に環境整備しないことを容認することにつながる懸念がある。また、バリアフリー法やソーシャルインクルージョンの精神に反する。
  - ② 「建学の精神」を理由とした事業者による利用者の選考は、児童福祉施設として位置づける以上、福祉の理念に反するものであり認めるべきではない。

なお、定員を超える場合などやむを得ず選考を行う場合は、必要度の高い子どもの利用が優先されるべきであり、その選考基準は客観的な基準であるとともに、公開を義務とするべきである。

(2) 付加的な幼児教育・保育の実施は、内容を限定的なものとするとともに、上限を定めるべきである。

(3) 上乗せ徴収については、上限を設けるべきである。

①利用を希望しながら、家庭の経済状況により、利用を断念せざるを得ないことがないように、上乗せ徴収額には上限を定めるべきである。

②入学金は、入園のための権利金としての性格が強いため、実質的に家庭の経済状況を強く反映する利用障壁となる。よって認めるべきではない。

③なお、公定価格は、入学金や上乗せ徴収を行わなくとも、こども園(仮称)が幼児教育・保育の提供を行うことができる水準で設定されるべきである。

### 3. 就学前の時期は 3 歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

(1) 養護と教育の提供は、幼児期の発達の連続性を踏まえ、満3歳未満と満3歳以上に分割するべきではない。

さらに、学童期への接続を視野に入れた発達、生活、学びの連続性が確保されるように配慮するべきである。

(2) すべての「こども園(仮称)」に、満 3 歳未満児の受入れを義務づけるべきである。

少子化対策や幼保一体化の目的の一つである待機児童解消のためにも、「満3歳未満児の受入れを義務づけない」とすることは容認できない。

新システムは「すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供」することを目的とし、「親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する」としているのだから、3歳未満児であってもその地位を保障し、利用を保障すべきである。

### 4. 制度設計は、財源確保を一体的にすすめるべき

(1) 新システムの導入にあたっては、恒久的で安定的な財源の確保が前提である。財源の確保なくして制度構築をすすめるべきではない。

(2) 前記の財源は、確実に子ども・子育て新システムにかかる施策に使われるよう、子ども・子育て家庭に関わる財源が他と区別されて確保されることが必須である。

(3) また、財源は需要に対応した供給を行ううえで、常に十分な額が確保される仕組みとして構築されるべきである。

### 5. 市町村の関与を法で明確に定めるべき

(1) 基本制度案要綱で記載された市町村の責務を明確に法に定めるべきである。

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

- (2) さらに、「保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する仕組み」として構築しても、実際の利用においては、市町村の責務として利用支援の仕組みを構築することは必要不可欠である。市町村に「子育て支援コーディネーター(仮称)」を配置し、明確に市町村が利用調整に関与する仕組みを構築することが必要である。
- (3) 市町村の公的関与を担保するためには利用者(保護者)とこども園(仮称)との二者間の契約だけでなく、市町村行政と利用者との契約、市町村とこども園(仮称)との契約を明確にし、三者の関係が明確にされた(公的保育)契約とするべきである。
- (4) 児童福祉法第24条の1第4項の規定により、児童福祉法第25条の8第3号または第26条第1項第4号による通知・報告を受ける児童等、社会的に権利を保障される立場にある子どもに対して、「こども園(仮称)」の利用を勧奨することを市町村の責務に明確に位置づけるべきである。
- (5) 市町村の整備責務には、サービス供給量がない場合は、市町村自らが責任のもとに実施することも明確にするべきである。

6. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

- (1) 子ども・子育て新システムの施行にあわせて、事業者が自ら質の向上に取り組むようなインセンティブを与える仕組みが必要である。
- (2) 質の向上に向けては、12月28日の基本制度WTで提示された検討課題だけでなく、グループ規模の小規模化や保育士の研修時間・教材準備時間の確保、開所時間中の保育士配置等、さらなる充実を図るべきである(内容は下記参照)。

<質の向上に向け、求められる「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の課題>

質を向上するため、「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準は、児童福祉施設最低基準に定める保育所の最低基準および幼稚園設置基準のそれぞれの基準以上のものとする。

1. 職員配置基準や従事する職員について

- (1) 職員配置基準の改善を図ること。
- (2) 「こども園(仮称)」の開所時間中は、基準以上の配置をすることができるような運営体制を図ること。
- (3) グループ規模については、子どもの育ちを真に保障するために、児童福祉施設最低基準に規定するべき。その際には、各国の状況を参考に、養育のための集団の小規模化を図ること。
- (4) 障害のある子どもや要支援の子ども等の保育を行うことのできる、専門性の高い保育士を継続的に雇用することのできるような体制とすること。
- (5) 保育士等が安定・安心して雇用を継続することができるよう、保育士等の処遇を改善すること。
- (6) 保育の質の向上のため、研修権を保障し、保育士等が研修を受けることのできる運営体制をはかること(提案にあったような主任保育士の代替職員の配置だけでは不十分である)
- (7) 保育士のキャリアアップ・キャリアパスの仕組みを構築し、必要な措置を講じる

こと。

- (8) 保育士の勤務時間については、例えば幼稚園教諭と同様、6 時間の保育時間と 2 時間の研修および教材準備時間が確保されるようにすること。
- (9) 短時間・非常勤保育士の配置には一定の制限を図ること。
- (10) 施設長の資格を位置づけること。
- (11) 主任保育士の配置を明確にすること。
- (12) 看護師の配置を義務づけること。
- (13) 栄養士の配置をすること。
- (14) ソーシャルワーカーの配置を検討すること。
- (15) 事務職員の配置

## 2. (保育環境)施設設備、面積基準

- (1) 子どもの動作空間、単位空間を保障する面積基準にもとづき、国の最低基準を示すこと。(※全社協「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」報告書 <http://www.shakyo.or.jp/research/09kinoukenkyu.html> 参照)
- (2) 給食を自園で提供するための調理設備を設置すること。

## 子ども・子育て新システムについて

2011年2月4日（金）

日本保育協会保育問題検討委員会委員長 高橋英治

- 1・保育制度改革にあたっては、国及び地方公共団体が大幅な財源を投入し、保育者の配置基準の改善と質の高い保育士の養成・確保や処遇改善などが行われることが前提でなければならない。
- 2・幼保一体化については、現場の意見を十分踏まえるとともに、細部の議論については時間をかけて行うべきものである。保育所では0歳児から就学前の子どもたちに対し養護と教育を一体として保育を行い、低年齢からの積み上げで子どもの発達や学びの連続性を考えており、小学校の学校教育から下げていく考え方ではない。養護と教育を切り離して考えるのではなく、養護と教育は一体であるべきと考える。
- 3・応諾義務については、福祉的な視点から公正な入所を確保することが必要である。  
更に、給付については公定価格とし、付加サービスによる上乗せ費用の徴収は上限を定めるとともに低所得家庭に配慮した仕組みとすべきである。
- 4・保育の実施については、必要な財政措置を講じ、保育所整備を早急に行い待機児童の解消を最優先とすべきである。また、市町村によって保育格差が生じないようにすることが大切である。
- 5・子ども・子育て新システムについては、地方公共団体、労使、事業者、保護者等の間で十分な理解が得られているとは言い難い。十分な理解が得られるよう、時間をかけ、慎重な議論をお願いしたい。

○幼保一体化の具体的仕組み等について

1) 「応諾義務」

- ①こども園（仮称）に移行した場合施設は、原則的に応諾義務を課すことにする。
- ②ただし正当な理由のある場合は、市町村の了承やそのための情報公開を条件にする等をえて、その限りではない。

○「例外規定」（正当な理由）

- ・定員を上回る場合。
- ・専門の担当者がいない場合
- ・職員に欠員がある場合
- ・その他正当な理由がある場合

○「建学の精神」という理由は、応諾義務を負わない理由に謳うべきでない。

- ・何処の保育所、幼稚園も設立趣旨、目的、個性を持っており、建学の精神を特別扱いするべきでない。（注）「有名園（所）」と「建学の精神」とは違うと思う。
- ・今回の「新システム」及び「こども園（仮称）」創設に関する「幼稚園・保育所を問わず、希望するすべての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育と保育を保障する」という目的と理念に照らしても問題があると考える。

2) 「付加的な幼児教育」に対する「対価」としての上乗せ徴収（料金）問題

- ①「付加的な幼児教育」とは、その定義と具体的に何をさすのか。
- ②「こども指針（仮称）」に基づく教育と保育が基本であるべきである。
- ③具体例

- ・習い事的なものをさすのか一例：英語、リズム、ピアノ、水泳、体育等  
（もし、このようなことであるなら、土曜日、日曜日等正規の保育時間以外に行うべきであり、それなら、利用者の選択で料金を徴収することはありえると考える。  
なお、一部であるが現在も行われている。）

3) 幼保一体化WT（第6回）（H23.1.24）参考資料（案）P6で示された「新たな制度における価格設定のイメージ」について

- ・「入学金+保育料」を「上記」の「付加価値」の対象となりえるのか。「上記2との関連を含めてその理由は何か？
- ・施設の運営に必要な給付の一部が「利用者一部負担」とあるが、現在の応能負担の部分と考えるがその理解でよいか。また、この部分が今回議論されている「公定価格」と理解しているがそれでよいか。
- ・その上にある「実費収入」とあるが、この「徴収金」は、具体的に何をさすのか？



- ・理解として「例:遠足バス、合宿保育の実費、園外保育実費」等と理解してよいのか。

#### 4) 学校教育法と3歳未満について

- ・乳幼児の「教育と保育」は「資料」P-14に示された「こども指針(仮称)」のイメージ図に示されているように0歳から6歳以上までとするのが正しいと理解する。
- ・よって、希望する0歳から6歳までの乳幼児施設(幼稚園、保育所)を「こども園(仮称)」として位置づけ、法的にも制度化するべきである。
- ・学校教育法の上では、「こども園(仮称)」の3歳以上として位置づけ、法的にもそうした整理をすることで問題はないと考える。(無理なく現実対応)
- ・未満児施設を「保育所」として法的に「こども園(仮称)」と線を引くことは理解できない。
- ・教育と保育を現行の学校教育法上の表現・捉え方で「区別」するのではなく乳幼児期の「教育と保育(養護)」をと統一的に捉え、年齢・月齢によってどの度合いが違うという理解で行くべきと考える。

第6回「幼保一体化」ワーキングチームへ向けて(追加意見)  
～ こども園(仮称)に求められる必要条件について ～

(社)全国私立保育園連盟  
常務理事 菅原 良次

《要 旨》

○こども園(仮称)の創設に向けては以下のことが必要であると考えます。

- (1)「応諾義務」を原則とすること。
- (2)「公定価格」を原則とし、万一上乘せ徴収を検討する場合も、必ず上限を定めること。低所得者に対して、補足的な給付を行うこと。
- (3) 養護と教育の提供は、年齢で区分することなく、とくに0歳から就学前、小学校までを視野にした発達や生活、学びの連続性を踏まえて実施できる機能を持たせること。